

ロースクール入試

総合セミナー

科目横断型の学びで
言語能力と問題意識を養成

辰巳専任講師 石田 浩一 先生

辰巳法律研究所

TOKYO YOKOHAMA OSAKA KYOTO
NAGOYA FUKUOKA

ロースクール入試総合セミナー
～科目横断型の学びで言語能力と問題意識を養成～

Contents

■ ロースクール入試 統合的対策	2
■ 適性試験対策 適性試験で必要になる「言語能力」	12
「命題と論理」の記号と公式	22
適性試験最新過去問研究	28
適性試験スタンダード講座・教材編集方針	34
■ 小論文対策 法科大学院小論文の特性	36
小論文問題過去問研究	48
小論文スタンダード講座・教材編集方針	57
■ 資料 文献の紹介	60
■ 適性試験と新司法試験の関係	64

ロースクール入試 統合的対策

1 ロースクール入試の状況

平成21年度法科大学院適性試験本試験 試験結果について【確定値】

1. 志願者数 10,282人 (男7,784人・女2,498人)

(各部別内訳)

問題構成	受験者数	平均点	合計平均点	標準偏差
第1部 (推論・分析力)	9,352人	23.46点	54.28点	8.19点
第2部 (読解・表現力)	9,352人	30.82点		7.69点

(注) 第1部・第2部の満点は、それぞれ50点である。

平成20年度法科大学院適性試験本試験 試験結果について【確定値】

1. 志願者数 13,138人 (男9,993人・女3,145人)

(各部別内訳)

問題構成	受験者数	平均点	合計平均点	標準偏差
第1部 (推論・分析力)	11,825人	24.14点	57.08点	8.30点
第2部 (読解・表現力)	11,825人	32.94点		7.78点

(注) 第1部・第2部の満点は、それぞれ50点である。

平成19年度法科大学院適性試験本試験 試験結果について【確定値】

1. 志願者数 15,937人 (男11,976人・女3,961人)

(各部別内訳)

問題構成	受験者数	平均点	合計平均点	標準偏差
第1部 (推論・分析力)	14,266人	29.71点	67.47点	9.81点
第2部 (読解・表現力)	14,266人	37.76点		7.16点

(注) 第1部・第2部の満点は、それぞれ50点である。

平成18年度法科大学院適性試験本試験 試験結果について【確定値】

1. 志願者数 18,450人 (男 13,785人・女 4,665人)

(各部別内訳)

問題構成	受験者数	平均点	合計平均点	標準偏差
第1部 (推論・分析力)	16,625人	33.96点	64.79点	7.51点
第2部 (読解・表現力)	16,625人	30.83点		8.63点

(注) 第1部・第2部の満点は、それぞれ50点である。

平成17年度法科大学院適性試験本試験 試験結果について【確定値】

1. 志願者数 19,859人 (男 14,775人・女 5,084人)

(各部別内訳)

問題構成	受験者数	平均点	合計平均点	標準偏差
第1部 (推論・分析力)	17,791人	26.58点	56.45点	8.30点
第2部 (読解・表現力)	17,791人	29.87点		7.12点

(注) 第1部・第2部の満点は、それぞれ50点である。

平成16年度法科大学院適性試験本試験 試験結果について【確定値】

1. 志願者数 24,036人 (男 17,560人・女 6,476人)

(各部別内訳)

問題構成	受験者数	平均点	合計平均点	標準偏差
第1部 (推論・分析力)	21,298人	25.32点	52.74点	8.43点
第2部 (読解・表現力)	21,298人	27.42点		7.19点

(注) 第1部・第2部の満点は、それぞれ50点である。

平成15年度法科大学院適性試験本試験 試験結果について【確定値】

1. 志願者数 31,301人 (男 22,588人・女 8,713人)

(各部別内訳)

問題構成	受験者数	平均点	合計平均点	標準偏差
第1部 (推論・分析力)	28,325人	28.89点	63.07点	9.19点
第2部 (読解・表現力)	28,325人	34.18点		6.88点

(注) 第1部・第2部の満点は、それぞれ50点である。

累積分布 7年日本試験（2009.6.21）

得点	累積人数	累積百分率
80点	243人	2.60%
70点	1,304人	13.94%
65点	2,296人	24.55%
60点	3,464人	37.04%
57点	4,767人	50.97%

累積分布 6年日本試験（2008.6.22）

得点	累積人数	累積百分率
80点	567人	4.79%
70点	2,312人	19.55%
65点	3,671人	31.04%
60点	5,208人	44.04%
57点	6,222人	52.62%

累積分布 5年日本試験（2007.6.24）

得点	累積人数	累積百分率
90点	793人	5.56%
80点	3,392人	23.78%
75点	5,166人	36.21%
70点	6,931人	48.58%
65点	7,610人	53.34%

累積分布 4年日本試験（2006.6.25）

得点	累積人数	累積百分率
90点	457人	2.75%
80点	2,638人	15.87%
75点	4,493人	27.03%
70点	6,589人	39.63%
68点	8,887人	53.46%

累積分布 3年日本試験（2005.6.26）

得点	累積人数	累積百分率
90点	543人	3.05%
80点	2,798人	15.73%
75点	4,942人	27.78%
70点	7,508人	42.20%
65点	9,175人	51.57%

累積分布 2年日本試験（2004.6.27）

得点	累積人数	累積百分率
90点	419人	1.97%
80点	2,318人	10.88%
75点	4,193人	19.69%
70点	6,733人	31.61%
68点	10,890人	51.13%

累積分布 初年度本試験（2003.8.31）

得点	累積人数	累積百分率
90点	426人	1.50%
80点	3,418人	12.07%
75点	6,307人	22.27%
70点	10,022人	35.38%
65点	15,373人	54.27%

「人の行く裏に道あり，花の山」

2 平成22年度ロースクール入試対策

1) 必要な基本認識

A 適性試験は2つある → 両方受けるべき

独立行政法科大学入試センター（DNC）実施適性試験……全ての法科大学院に提出可能
日弁連法務研究財団（JLF）実施適性試験 ……採用しない法科大学院がある

※ 必要な論理的思考能力を鍛えるという意味では DNC を念頭におくべき

※ ただ JLF の採用が拡大。「一発勝負」は危険

B 入試は「適性試験＋小論文＋志望理由書」 比率は「30%：40%：30%」

ただし、これは大まかな目安。法科大学院ごとに大きくその比率は異なる。

重要なことは、小論文や志望理由書が入試に占める割合は大きいことへの認識

「とりあえず、適性試験対策」→入試戦略を念頭においていないのではダメ

C 法科大学院入試は「情報戦」

法科大学院によって、入試で課す科目も、評価項目の比重の置き方も大きく異なる
個別に課す小論文や志望理由書で要求される内容も異なる

例) 小論文 時間・字数・課題文の文字数といった形式面

速読能力、要約力・読解力、本質把握力、論理構成力といった内容面

志望理由書 法曹を志望する根源的理由を問うもの、志望法曹像を具体的に述べさせるもの、過去の経験を通じて自己アピールをさせるもの、学問・研究の実績をアピールさせるもの等

→志望校によって入試対策は異なってくる

+さらに、法科大学院受験生はそれほど多くないので、情報の入手経路が少ない

○資料請求、HP からの情報収集、説明会への参加、情報ネットワークの作成など

◎ 入試に対する戦略的な思考が必要

「とりあえず、……」といった場当たりの対応は不可

→不安を一時的に紛らわせているだけ

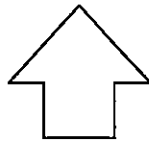
□よくあるパターン

「適性試験は対策しても点数が上がらないって噂を聞いたからそのままにしていきなり本番受けたら、点数ぼろぼろだった。その点数で受けられる法科大学院を探して申し込もうとしたら、実は英語の成績が必要とわかり、書類が間に合わなくて今年は結局パス……」

「適性試験の対策本を一応買って直前にやってみたけど、あまり点数がよくなかった。はじめの志望校はあきらめて、近場で入れる所を探したらビジネスロー志向のロースクールだった。自分としては市民派の弁護士になりたいとして志望理由書を書いたら、書類審査を通過しなかった……」

「適性試験対策を頑張ってそれなりに点数がとれた。でもそのあと志望ロースクールの説明会に行ったら、『適性試験の点数が悪くても小論文が良かったり、法律の勉強をしていれば評価します』と言っていた。小論文対策はこれから……」

- ① 日々処理すべきことを処理しつつ、最終目標を達成するための大局的な視点を持つ必要
……「メタ思考」←実は適性試験で問われる能力の1つ
- ② 自分の置かれた状況と自分の目的とを客観的に捉え、必要なことを整理分類し、優先順位をつけて実行していく
……「客観的把握」「整理分類能力」「優先順位の発想」←全て適性試験で問われる能力
- ③ その上で、自己をコントロールすることが要求される
……「自己管理能力」←これも適性試験で問われる能力



- ★ 実は、志望理由をきちんと考えられているかどうか大きい
目的意識が曖昧だと、1つ1つの行動の意味付けができない→「とりあえず」に流れがちな目的から、『何をすべきか』が導きだされる
……「目的からの発想」←これもまた適性試験で問われる能力の1つ
まず、『なぜ自分は法曹を目指すのか』『それ以外の道ではなく、なぜ法曹なのか』を徹底的に考えることが必要
……「徹底的に考える力」←しつこいようだが、これも適性試験で問われる能力

☆ つまり、法科大学院の入試を乗り切るには『論理的思考』ができることが必要
→この論理的思考能力を向上させる場として適性試験対策も捉えるべき

◎したがって、以下のような試験対策は無意味

- ・ 見かけが似た問題をたくさん解くことで「論理」というものへの不安感を一時的に紛らわす
- ・ 「パターン」を覚えることで、とりあえず適性試験だけを乗り切る
- ・ 考えることを避け、マニュアルを入手してそれに頼る

求められているのは「死んだ思考」ではない。

実際に、過去の適性試験で必要だったのは現場で考える力「現場思考」

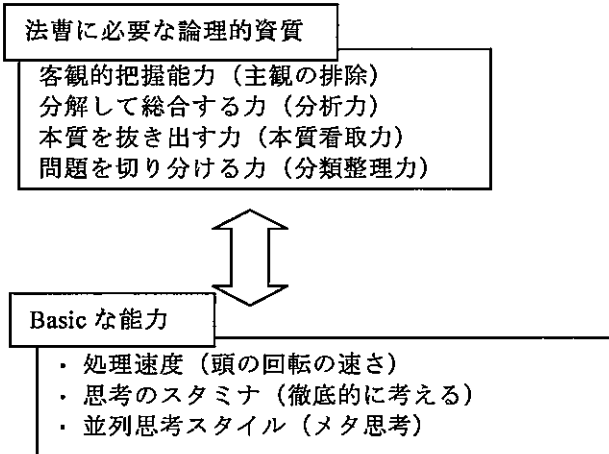
2) 各項目で求められていること

1 適性試験

第1部

「パズルみたい」……確かに頭の回転が速い方が有利だが、パズルが得意な人を取ろうとしているわけではない。

問われている能力



☆過去問を漠然と解いても効果はない

上記のように、各問題で何が問われているかを取り出して意識する必要

∴ 同じ問題は二度と出ない

「見たことない問題」が必ず出題される（←出題側の狙い）

第2部

「大学入試の現代文？」……「書いてあることをそのまま正確に読み取る」という意味では大学入試現代文の延長上にある。しかし、これができる人は少ない。

- ◇ ズバリ核心を捉える力 ……著者の言いたいことを正確に捉える
- ◇ 議論の階層を読み解く力 ……輻輳する対立軸を整理分類して構造的に捉える
- ◇ 表現力 ……文章を書く能力をマークシート方式で問う……並び替え・空所補充
★情緒的な表現力ではない。論理構成力が問われている。
- ◇ 一定の速読能力 ……単に速く読むのではなく、重要な所とそうでない所を見分けながら効率的に読む力

全体として

客観的に考える

徹底的に考える

知的活性度を一定のレベルで維持すること（速さ、敏感さ＝感性）

なぜ？（Why?） それって何？（What?） 本当？（True?）という問いを自分で発する

←→感覚との闘い ……そのときの武器が言葉 →言語を使いこなす能力とも言える

2 小論文

「何か書けばよいのでは?」「点数差はつかないのでは?」→大きな誤り

ロースクール小論文は、問いを正確に捉え、出題者の問題意識を共有してそれに応え、論理的に文を配置する力が総合的に問われる。そして評価基準は明確に存在し、0点から100点まではっきりとした差がつけられる試験。

<3つの必要な力>

- ◇ 出題者の問題意識に共感する力 …何がそこで「問題(issue)」とされているかを感じ取る感性
- ◇ 分析力 ……問題の構造を読み解き、核心を捉え、輻輳する対立軸の階層を把握する力
- ◇ 論理構成力 ……論証構造を理解した上で、主張を支える理由・根拠を合理的に配置できる力

☆適性試験後でも間に合う?→ほとんどの人が難しい

(理由1)「問題意識に共感する力」は、その人の人間や社会に対する問題意識の深さに比例する(知識がどれぐらいあるかではないことに注意)。この問題意識の醸成には時間がかかる(年齢が高いと自然に自分なりの「視点」が形成されているのでこの点は有利)。

(理由2)「論理的に文章を書く」という訓練を受けている人が非常に少ない。日本の作文教育において、文章の論理的構成ということはほとんど教えられていない。「起承転結」は全く非論理的な文章の構成法。ロースクール小論文の要求水準には到達できない。論理的な文章の書き方を学ぶ必要がある。

◎ロースクール小論文を書く上での最も大きなポイント

→異なる他者への意識

このことをどれだけ深く考え、感じて生きているかが問われている。

☆「視点」を学ぶ

『問題意識を持って』と言われても……』という場合、「視点」を他人から学ぶことも有効。

付録に問題意識を持つための参考文献を掲げた。これらは入試までには全て読んでおくべき本。

3 志望理由書

「志望理由書は大分先だから……」→大間違い

先に述べたように、志望理由を考え切るとは法科大学院の入試全体への取り組みを決める大事なポイント。貴重な時間と労力と金を注ぎ込むだけの価値が本当にあるのかを、きちんと正面から考え切るべき。「考える」ことから逃げていては、論理的な思考はおぼつかない。

◇2つの根源的な問い

「なぜ法律家なのか？」…すべての仕事は社会の役に立っている。なのになぜ法律家なのか？

「なぜあなたなのか？」…法律家の社会的意義を認めたとしても、それはあなたでなくてもよいはず。社会は分業によって成り立っている。なぜ、他の誰かではなくあなたなのか？

○作業すべきこと

- ・自分が法律家を意識し始めたとき、その後の法律家への関心が生じた出来事を思い出し、書き出す。
- ・それぞれの時点で自分が考えていたことを書き出す。
- ・今の時点で自分の志望理由と思われるものを書き出す。
- ・自分の志望する法曹像についてもなるべく具体的に書き出す。
- ・それらの間がどのように「つながる」のかを考える。つながりを考えながら、それぞれの項目をより「具体的に」していく。

☆注意すること（いくつか）

1) 「きっかけ」と「志望理由」は違う

「冤罪事件のことを知った」「身内が裁判で苦勞した」といったことは「きっかけ」に過ぎない。冤罪事件のことを知った人が全て法律家になるわけではない。その「きっかけ」が何らかの形で深化して「志望理由」になったはずである。

2) 社会における必要性といったマクロな分析から、個人の志望というミクロな結論は導かれない

社会問題の分析から志望理由は導かれない。そこに問題があり、必要性があったとしても、自分のしたいことは別に存在し得る。なぜ自分がそこにコミットしようとするかが問われている。

3) 抽象論は力を持たない。具体的に常に考える。

「人権を守りたい」では何も言っていないに等しい。「誰の」「どのような」人権であるのか、その「人権」の中身は何であるのか、それをどのように「守る」のか、「守る」とはどのようなことをすることなのか、……といった「問い」を自分で発し、常に具体化していく。具体化できないものは、自分で考えられていないものである。

4) 「イメージがわからない」のであれば、業界研究をする

いざ考えようとしたら、実は自分の中身が空っぽであったことがわかった、ということはいくつもある。その認識は出発点が確認できたということだから、価値がある。その場合は、一般就職と同じく、自分が進もうとする法曹界とはどのような所か、何をする所なのか、といったことを、書物、人物訪問などを通じて研究すべきである。その中で、自分の心に引っかかるものを探し、それを育てることになる。

3) 今から始めるべきこと

- 1 本を読む(人間や社会に関する問題意識を深めるため。付録に参考文献をあげた。ただ、それに限らず広く読むことも必要。適性試験2部では自然科学系の文章も出題される)
- 2 新聞を読む(できれば2紙)

☆論理的能力=基本的に読んでいる文章の量によって決定される

◎ 適性試験(第1部, 第2部)・小論文・志望理由書とも, 対策の出発点はここにある

☆読むときのポイント

「自分の考え方と違う考え方があること」
「自分の見方と違うものの見方があること」
を知る。

★ あえて自分の意見とは違う立場からの本を読む→そこから学ぶ

◎ 「正しい」という言葉を疑う

特にロースクール小論文では「正しい意見を述べる」ことは求められない。求められているのは主張を合理的に支える論理

例) 問1「〇〇に賛成の立場から論じよ」

問2「〇〇に反対の立場から論じよ」

※ 『正しい』ことを書くのではない』ことを理解→一定のレベルに達したことになる

☆付随して意識すべきこと

言葉に興味を持つ → 国語辞典を常に必ず用意

常に、核心(=著者は何が言いたいのか)を「一言で」表すことを心がける

→それを念頭におきながら、目の前の文を読む

……このことにより、文を読むスピードを一定レベルに到達させておく

(目安: 1000字あたり1分以下。はじめは2分ぐらいが目標でもよい)

[できればやっておきたいこと]

3 要約

対象の核心をズバリつかむ練習(できれば毎日)

→当然小論文や適性試験第2部対策に直結するが、適性試験第1部や志望理由書にも通じる
たとえば新聞の社説(通常約1000字)→100字に要約

できれば、まず、ワンセンテンス(20から40字程度)で要旨を述べ、その後100字で要約。

時間がない場合は、アンダーラインを引く練習を。

主張を表している部分と論旨の骨格となる主要な部分に傍線または下線を引く。はじめのうち、全体が真っ黒になる。アンダーラインを引く場所を如何に少なくしていくかが課題。

☆パズル系の問題が苦手な人

→今からなら、「論理パズル」の本に取り組んでおくことは役に立つ

…基本的には自信の問題(慣れる→安心)

適性試験対策

「適性試験」で必要となる言語能力とは

では、「適性試験」で高得点をあげるためには、どのような力が必要になるのでしょうか。そもそも、「法曹を目指す人に求められる適性」とは何なのでしょう。それを敢えて一言で言うならば、

言語能力

であると私は考えています。「読解問題」だけではなく、「論理問題」も「分析問題」も、そこで問いたい能力とは何か、といえば、詰まるところは言語能力。

でも、「言語能力」と一口に言っても、その中にはいろいろな要素があります。

言葉をたくさん知っている「語彙力」
文章を素早く読み理解できる「速読力」
文面から筆者の意図を読み解く「読解力」
自分の考えを書き出して表明できる「表現力」
外国語でコミュニケーションができる「語学力」

これらの総体として「言語能力」というものを捉えることができそうですが、いまここで「適性試験」への対応として大切になるのは「論理を操作する言語能力」といえるでしょう。そのことを理解していただくために、好適な課題がありますので、紹介します。

次の問題例を考えてみて下さい。

註) これから紹介する問題例1／問題例2は、

HILGARD'S INTRODUCTION TO PSYCHOLOGY 13th edition

by Atkinson/Atkinson/Smith/Bern/Nolen-Hoeksema.

という心理学の著名な教科書から引用するものです。

問題例 1

4枚のカードがあり、その各々には片面に「アルファベット（母音／子音）」が、またもう一方の面には「数字（偶数／奇数）」が書いてあります。いま目の前に置いてある4枚のカードの表をみると

「E」「K」「4」「7」

と書いてあります。

さて、ある人が

「母音ならばその裏は偶数でなければならない」

という規則を主張しているとしましょう。その規則通りになっているのかどうか検査をしたいと思います。裏返すべきカードは何でしょうか？

① E

② K

③ 4

④ 7

(制限時間 30 秒)

どうですか。「こんなの簡単だい。①のEにきまつてるだろ」という声が聞こえてきそうですね。でもちょっと待って下さい。設問は「裏返すべきカードは何でしょうか？」と尋ねています。「次の①～④の中から最も適切なものを一つ選びなさい」とは述べていません。設問に対しては、「答えは一つ」という思い込みをもつのではなく、あらゆる可能性を想定する訓練を積んでほしいと思います。

注：実際の適性試験では、

「下の①～⑤のうちから一つ選べ。」とか

「この表に関する下の①～⑤の記述のうち、誤っているものを二つ選べ。ただし、解答の順序は問わない。」

といったように、解答に際しては明確な指示がなされますので、妙な畏が潜んでいるのではないかと疑心暗鬼になる必要はありません。

先ほどの設問ですが、選ぶべき選択肢は一つとは限りません。もう一度考えてみて下さい。

では、ここで問題例1の解説に入る前に、もうひとつ、類題といえる問題例2を考えてみて下さい。

問題例 2

4枚のカードがあり、その各々には片面に「飲料（アルコール含有／なし）」が、またもう一方の面には「年齢（成人／未成年）」が書いてあります。いま目の前に置いてある4枚のカードの表をみると

「ビール」「コーラ」「25才」「16才」

と書いてあります。

さて、ある人が

「アルコール飲料を飲んでいるならば20才以上でなければならない」

という規則を主張しているとしましょう。その規則通りになっているのかどうか検査をしたいと思います。裏返すべきカードは何でしょうか？

次の①～④のうち適切なものをすべて選んで下さい。

① ビール

② コーラ

③ 25才

④ 16才

(制限時間 20 秒)

今度はどうでしょう。問題例1と比べると、生活上の実感が伴ってきませんか。「こんなの簡単だい。①のビールにきまつてるだろ」という他に、「④の16才の人がアルコール飲料を飲んでいないかどうか、確かめておかなければならないぞ」ということにも気がきますね。

では、問題例1／問題例2のそれぞれについて、肢（あし）を1つ1つ検討してみることにしましょう。

先ほど私は、

「適性試験」への対応として大切になるのは
「論理を操作する言語能力」

であると述べました。上記の問題例1／問題例2ですが、論理的な構造としては全く同一の問題であることは分かりますか。にもかかわらず、多くの人にモニターをお願いして反応を観察してみたところ、

問題例1；記号を主体とした問題の正解率
と比較して、
問題例2；日常生活に意味を見出せる問題の正解率
の方が高い！

という結果が得られています。同じ論理構造の問題なのに、多くの人の受け止め方は、その「意味」に依存するのです。この点が、P12の引用英文の主要な主張となっています。私たちが「適性試験」の対策のために鍛えておきたい「言語能力」の柱は、

日常生活での意味に惑わされることなく
論理構造を見抜いて運用できる力

であると考えています。

註) 本来ならば、ここで

・ 論理学・数学における「ならば」の使用法と解説
について触れておくべきところかと思いますが、別稿に譲ります。

では、せっかくの「法科」大学院入試対策ですから、上記の問題例を「法律風」にアレンジした問題にチャレンジしてみましよう。

問題例 3

4枚のカードがあり、その各々には片面に「犯した罪」が、またもう一方の面にはその人を裁判にかけた結果としての「判決」が書いてあります。いま目の前に置いてある4枚のカードの表をみると

「殺人」「殺猫」「死刑」「罰金」

と書いてあります。

さて、ある国の刑法では

「人を殺したる者は死刑に処す」

と定められています。この国の刑法が遵守されているかどうか検査をしたいと思えます。裏返すべきカードは何でしょうか？

- ① 殺人 ② 殺猫 ③ 死刑 ④ 罰金

(制限時間 10 秒)

もう、大丈夫ですね。正解は①と④です。

念には念を入れて確認しますと、まず「殺人」をした人には、本当に死刑判決が出ているかどうかを確認する必要がありますから、裏返さなければなりません。また、「罰金」刑の人も、もしかして「殺人」をしていたりするとまずいですから、やはり裏返さなければなりません。

ここで、常識に囚われていると「え、殺人犯に罰金刑だなんてことは考えられないじゃないか!」と思うかもしれません。気持ちはよ〜く分かるのですが、このような問題では、

問題に与えられた「閉世界」の中で、
考え得る限りのすべての可能性の検討を尽くす

ことが必要なのです。したがって、常識ではあり得ないから、という理由をもって肢④「罰金」を切ることはできないのです。

私は、このセミナーに入る前に、いろいろな方にこの問題を持ちかけては反応を観察させてもらいました。その中で、法律を勉強されている方に多かった意見は、

「殺猫」のカードをチェックするべきだ!

という主張です。上記のような解説を準備していた私の立場では、これは驚きでした。なぜ?

だって、猫殺しをした人に死刑判決が出ていたらまずいだろ!

なるほど、法律を学んでいる人はそう考えるのか。しかし、結論から言いますと、やはり正解①と④には揺るぎはありません。確かに「猫殺しに死刑判決」はまずいことではありますが、ここで問題とされているのは、「人を殺したる者は死刑に処す」という条文が正しく運用されているかどうかなのであって、どこかの独裁政権によって「死刑判決が乱発されていないか」という話は関係ないのです。

このような意味で、念のため確認しますと、肢③「死刑」も確認する必要はありません。仮に「死刑」のカードをめくった結果、その裏に「殺猫」と書いてあったとしても、ここで問題とされる条文には違反していません。また仮に「死刑」のカードの裏に「ハイジャック」と書いてあったとして、「ハイジャック」に対する罰が死刑なのか無期懲役なのか、そんなことはこの問題に関してはどうでもよいのです。

やはり、ここでも

問題に与えられた「閉世界」の中で、
考え得る限りのすべての可能性の検討を尽くす

べきなのです。論点を自分勝手に拡大したりずらしたりしてはなりません。なお、問題が

この国の裁判制度は正しく機能しているのかどうか検査をしたい、

という目的ならば話は違ってきます。ここでも、

意味に惑わされることなく論理構造を見抜いて運用できる力

としての「言語能力」を意識して欲しいと思います。

では、最後にダメ押しの確認問題です。

問題例 4

5枚のカードがあり、その各々には片面に「犯した罪」が、またもう一方の面にはその人を裁判にかけた結果としての「判決」が書いてあります。いま目の前に置いてある5枚のカードの表をみると

「殺犬」「罰金」「殺人」「死刑」「殺猫」

と書いてあります。

さて、ある国では「生類憐れみの令」が發布されており、その中の壹ヶ条には「猫を殺したる者は死刑に処す」

と定められています。この国の「生類憐れみの令」が遵守されているかどうか検査をしたいと思います。裏返すべきカードは何でしょうか？

- | | | |
|------|------|------|
| ① 殺犬 | ② 罰金 | ③ 殺人 |
| ④ 死刑 | ⑤ 殺猫 | |

(制限時間 10 秒)

今度こそ、大丈夫ですね。正解は

② 罰金

⑤ 殺猫

の2つです。①「殺犬」に惑わされた人はいませんか。「生類憐れみの令」に引きずられて心配してしまったかもしれません。きっと、犬殺しにも何らかの刑罰が定められているだろうことは想像できますが、その量刑についての情報は与えられていませんね。よって「殺犬」カードを裏返す必要はありません。敢えて極論を言えば、この

問題例4の論理構造のもとでは、
人殺しも犬殺しも等価

なのです。現実世界の価値判断とは異なる尺度＝その問題の中の閉世界での尺度、を基準に解答しなければなりません。

以上、「ならば」という言葉の使い方に関する問題を、同じ問題でありながら異なる味付けをして味わっていただくように解いていただきました。表面の内容よりも、論理構造そのものに目を向けるような訓練を積むことによって、「適性試験で求められる言語能力」のうちの一つの面を身に付けることができることでしょう。

参考 研究グループ実験テスト（平成14年実施） 第2部第9問

「中身と分離した時に不要にならないものは、容器包装ではない」と同じ意味になるものを次の①～⑤の中から1つ選びなさい。（ただし、ここにおける「AではないものはBではない」という文は、「Aではない＝Bではない」ではなく、「水中を泳げないものは魚ではない」という文と同じ形式をもつものとして用いられているとする。）

- ① 中身と分離したときに不要になるものは、容器包装である。
- ② 中身と分離したときに不要になるものは、容器包装だけである。
- ③ 中身と分離したときに不要になるもののみが、容器包装である。
- ④ 容器包装でないものは、中身と分離したときに不要とはならない。
- ⑤ 容器包装だけが、中身と分離したときに不要になる。

命題と論理

「命題と論理」の記号と公式

■ 条件と集合

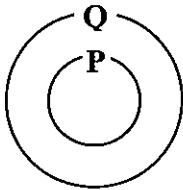
「条件」を p, q, \dots で、

「集合」(条件をみたす要素の全体) を P, Q, \dots で表す。

■ 集合の包含／ベン図

集合たちの中の包含関係を $P \subseteq Q$ などと表す。

理解を助けるため、ベン図によって視覚化する。

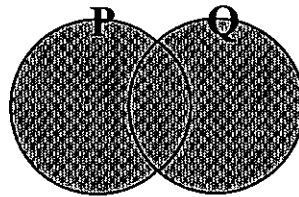
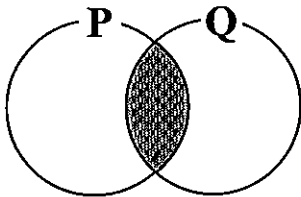


■ かつ／または

「 p かつ q 」は p, q を共にみたす。記号は $p \wedge q$

「 p または q 」は p, q の少なくとも一方をみたす。記号は $p \vee q$

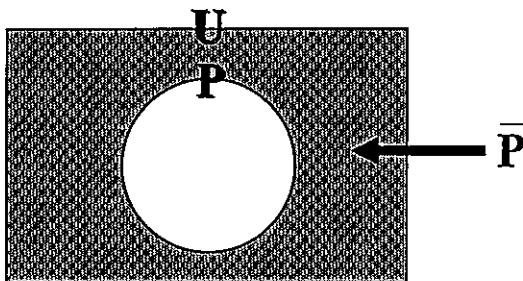
集合では $P \cap Q$ (積集合), $P \cup Q$ (和集合) と表記。



■ 否定／補集合

条件 p の否定を \bar{p} と書く。

集合 P の (全体集合 U にともなう) 補集合を \bar{P} と書く。

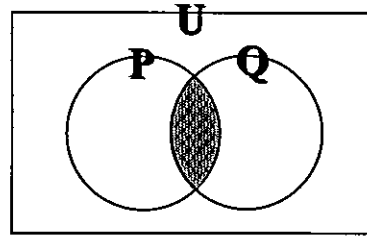


■ 真偽表

真は T (True), 偽は F (False)

「かつ」

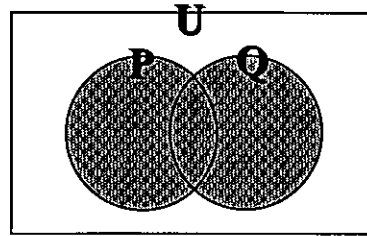
	p	q	$p \wedge q$
①	T	T	T
②	T	F	F
③	F	T	F
④	F	F	F



①のみ真となることを表す

「または」

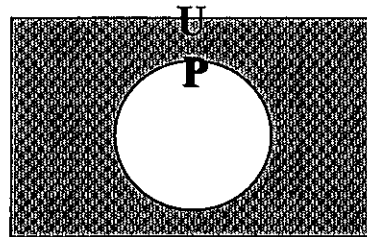
	p	q	$p \vee q$
①	T	T	T
②	T	F	T
③	F	T	T
④	F	F	F



①, ②, ③で真となることを表す

「でない」

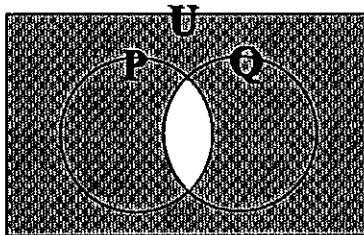
	p	\bar{p}
①	T	F
②	F	T



②のとき真となることを表す

■ ド・モルガンの法則

$$(p \wedge q) = (\bar{p} \vee \bar{q}) \dots\dots \text{(甲)}$$

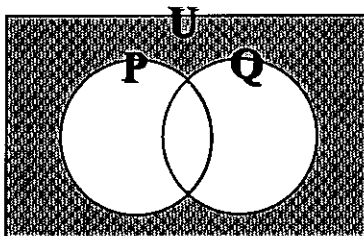


- ①
- ②
- ③
- ④

	p	q	$p \wedge q$	$\overline{p \wedge q}$	\bar{p}	\bar{q}	$\bar{p} \vee \bar{q}$
①	T	T	T	F	F	F	F
②	T	F	F	T	F	T	T
③	F	T	F	T	T	F	T
④	F	F	F	T	T	T	T

甲の左辺, 右辺ともに②, ③, ④で真となることを確認している真偽表

$$(p \vee q) = (\bar{p} \wedge \bar{q}) \dots\dots \text{(乙)}$$



- ①
- ②
- ③
- ④

	p	q	$p \vee q$	$\overline{p \vee q}$	\bar{p}	\bar{q}	$\bar{p} \wedge \bar{q}$
①	T	T	T	F	F	F	F
②	T	F	T	F	F	T	F
③	F	T	T	F	T	F	F
④	F	F	F	T	T	T	T

乙の左辺, 右辺ともに④のみ真となることを確認している真偽表

■ ならば

「 $p \rightarrow q$ 」は条件を表す。

(p でありながらかつ q でない) ことはない、と同義。

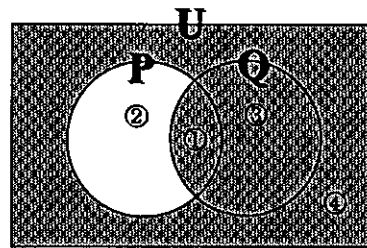
よって、

$$\begin{aligned}
 (p \rightarrow q) &= (\overline{p \wedge \overline{q}}) \\
 &= (\overline{p} \vee \overline{\overline{q}}) \quad \leftarrow \text{ド・モルガンの法則} \\
 &= (\overline{p} \vee q)
 \end{aligned}$$

と変形することで「 p でないか、または q 」とも同義。

	p	q	$p \rightarrow q$
①	T	T	T
②	T	F	F
③	F	T	T
④	F	F	T

	p	q	\overline{p}	$\overline{p} \vee q$
①	T	T	F	T
②	T	F	F	F
③	F	T	T	T
④	F	F	T	T



②のとき ($p \wedge \overline{q}$) のみ偽
①, ③, ④で真となることを表す。

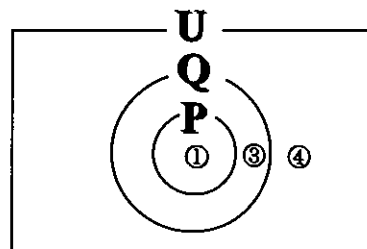
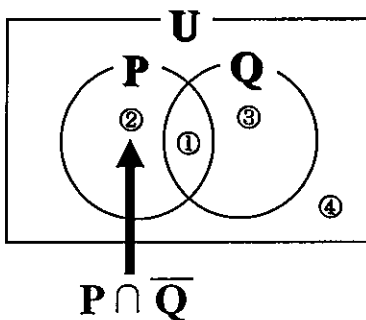
■ 必要条件／十分条件

条件「 $p \rightarrow q$ 」の真偽表において偽 (F) となる場合 (②) が存在していないとき、

q を p であるための「必要条件」

p を q であるための「十分条件」という。

このとき、条件「 $p \rightarrow q$ 」は常に真となり、命題となる。



$P \cap \overline{Q}$ の部分がない。

■ 逆／裏／対偶

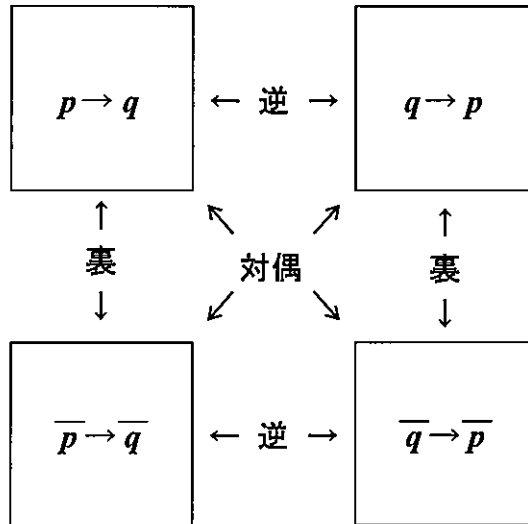
命題「 $p \rightarrow q$ 」に対し、

「 $q \rightarrow p$ 」を「逆」(の命題)

「 $\overline{p} \rightarrow \overline{q}$ 」を「裏」(の命題)

「 $\overline{q} \rightarrow \overline{p}$ 」を「対偶」(の命題) という。

もとの命題と「対偶」の命題は「真・偽を共にする」が、
「逆」「裏」については無関係である。



■ 全称命題／特称命題

1° 「すべての x が条件 $p(x)$ をみたす」…… (丙) という主張は全称命題。

$\forall x p(x)$ (\forall は all の頭文字 a に由来)

2° 「条件 $p(x)$ をみたす x が (少なくとも一つ) 存在する」…… (丁) という主張は特称命題。

$\exists x p(x)$ (\exists は exist の頭文字 e に由来)

3° 否定

(1) $\overline{\forall x p(x)} = \exists x \overline{p(x)}$

(丙) の否定は「 $p(x)$ をみたさない x が存在する」

(2) $\overline{\exists x p(x)} = \forall x \overline{p(x)}$

(丁) の否定は「すべての x は $p(x)$ をみたさない」

【memo】

適性試験最新過去問研究

次の会話を読み、下の問い（問 1・問 2）に答えよ。

先生：明日，一人でも集合時刻に遅れたら，遠足は中止します。

X 君：えーっと，「P ならば Q」の対偶は，「Q でなければ，P でない」だから，先生が言われたことの対偶は「遠足を中止しなければ，一人でも集合時刻に遅れない」ってことだよな？

Y 君：「一人でも集合時刻に遅れない」って，なんだかよくわからないよ。

Z 君：「一人でも集合時刻に遅れる」というのは，「少なくとも一人が集合時刻に遅れる」という意味だから，その否定は「だれも集合時刻に遅れない」という意味だよ。

X 君：そうすると，先生が言われたことの対偶は「遠足を中止しなければ，だれも遅刻しない」ということだね。対偶は，もとの文が真なら真，偽なら偽だから先生の言われたことが正しければ，対偶も正しくなるということだよな。じゃあ，先生，遅刻したくないから，遠足は絶対中止しないでくださいな。

Y 君：それはおかしいよ。だって遠足を中止しなかったことで遅刻がなくなるわけじゃないでしょう？

Z 君：そうそう。「一人でも遅刻したら，遠足を中止する」の対偶としては， と考えればいいのだね。

X 君：それじゃ，僕のさっきの発言は， と考えるのと同じ構造の誤りにもとづいていたんだね？

Y 君：なるほど。じゃあ， と考えるのも，やはり同じ構造の誤りだね。

問 1 会話の中の空欄 A に入るものとして最も適当なものを，次の①～⑧のうちから一つ選べ。〔2 点〕

- ① 「遅刻者がいるなら，遠足を中止する」
- ② 「遅刻者がいないなら，遠足を中止しないだろう」
- ③ 「遅刻者がいたのなら，遠足を中止したんだろう」
- ④ 「遅刻者がいなかったのなら，遠足を中止しなかったはずだ」
- ⑤ 「遠足を中止しないなら，だれも遅刻しない」
- ⑥ 「遠足を中止するなら，遅刻者が出るはずだ」
- ⑦ 「遠足を中止しなかったのなら，遅刻者が出なかったんだ」
- ⑧ 「遠足を中止したのなら，だれか遅刻したんだ」

問2 会話の中の空欄B・Cに入るものとして最も適当なものを、次の①～⑧のうちからそれぞれ一つずつ選べ。ただし、解答の順序は問わない。また、同じものを繰り返し選んではいけない。

B C [各1点]

- ① 「商品を渡してくれたら、お金を払います」の対偶は、「お金を払ってくれるように、商品を渡します」
- ② 「傘をささないと、雨にぬれる」の対偶は、「雨にぬれないように、傘をさします」
- ③ 「早起きしないと、遅刻する」の対偶は、「早起きしたら、遅刻しない」
- ④ 「成績が下がったら、本気で勉強する」の対偶は、「本気で勉強しなかったら、成績が下がらない」
- ⑤ 「勉強しないと、入試に合格しない」の対偶は、「入試に合格したということは、勉強したんだ」
- ⑥ 「のどが渴いているなら、冷蔵庫にジュースがあるよ」の対偶は、「冷蔵庫にジュースがあるということは、のどが渴いているんだ」
- ⑦ 「痛みがとれなかったら、薬を飲みます」の対偶は、「薬を飲まなかったら、痛みがとれます」
- ⑧ 「次の信号まで歩くと、右手に郵便局があります」の対偶は、「右手に郵便局があるなら、次の信号まで歩きます」

次の文章は、2006年9月に世界保健機関(WHO)が出した「アナウンス」について書かれたものである。これを読み、下の問い(問1～3)に答えよ。

2006年9月WHOが出したのは、“マラリアをなくすために、有機塩素系の殺虫剤DDTの室内残留噴霧(IRS)を奨励する”というアナウンスであった。DDTは、最も悪性の化学物質として追放され、ここ30年間続いた化学物質に対する環境規制のシンボルとも言える物質だった。1964年に出版された、レーチェル・カーソンの『沈黙の春』で、野外の生物、とくに鳥類に対してのみならず、人の健康にも悪い環境破壊の張本人と書かれ、60年代の終わりから70年代のはじめにかけて次々と製造や使用が禁止されていった。わが国では、68年に水田用農薬としての使用が禁止され、71年に全面禁止となり、米国でも73年から全面禁止、欧州では78年に一部の例外を除き禁止(83年から全面禁止)となった。それまで、マラリアの撲滅のためにDDTの使用を勧め、その抑制に成功していたWHOや国連などの国際機関もDDTの使用禁止に傾斜していった。

75年、WHOとUNEP(国連環境計画)がDDT殺虫剤に代わる方法を求めると宣言したことが契機になり、80年に作られた専門家会議の方針が、これら国際機関の政策を完全に変更させた。つまり、公衆衛生よりも環境問題が重要であると考えた人々が国際機関の方針を決めることになった。そして、85年には国際保健会議が開かれ、そこではプライマリヘルスケア(PHC)を採用することがきまった。PHCとは、原理的には人材を育て、経済的な自立を図りながら、すべての人が基本的な医療サービスを受けられるようにするというものであるが、あまりにも高尚なものだったので、現実的には種々雑多な対策の詰め合わせのようになっていった。マラリア対策については、健康教育、清潔の維持、殺虫剤(ピレスロイド系など)入り蚊帳の配布が実施された。

すべての国がDDTの使用を禁止したわけではないが、世界銀行や各種国際機関は、DDTを使用しないということを優先し、資金援助も代替殺虫剤入り蚊帳の配布に対してのみという方針をとることが多かった。したがって途上国でも禁止と同等の効果が現れた。

マラリア感染による死者数の8～9割は、アフリカのサハラ砂漠以南地区であり、その他で多いのがブラジル、インドとスリランカである。先進国での発症数は少ないが、最近増加傾向が見られる。(中略)

先に示した図の「東南アジア地域でのマラリア対策と感染者数(1948年以降)」^(注)にもどらう。WHOの定義に従えば、50年頃までが「制御以前」の時代、その後が「制御」の時代、50年代中頃から60年代末頃までが「絶滅作戦」の時代、60年代末頃から再び「制御」の時代、そして92年から「新戦略」の時代(PHCに相当)、90年代末期頃から「マラリア撃退作戦(RBM)」が始まった。この図からも分かるように、まったく対策の行われなかった48年頃には1100～1150万人の発症があったと推定されている。DDTの散布を含むさまざまな対策の「絶滅作戦」で、マラリア感染者がゼロに近いレベルまで下がった。劇的な成功だった。しかし、DDTに対する耐性種の出現で効果が薄れ、耐性種の問題が解決した60年代の中頃以降に、DDTの使用が止められ、これと符合するかのようマラリア感染者数が再び増え始めた。さまざまな対策がとられ、ほぼ年300万人程度のレベルがづくが、92年頃から再び増加がはじまり、PHCとかRBMの対策が相当の資金援助で進められ、こ

35 の図ではやや下がったように見えるが、それほど効果はなかった。

(中略)

40 こういう状況の下で、DDTの広範な使用が禁止されてからほぼ30年経過して、WHOがマラリアをなくすために、DDTの室内残留性噴霧(IRS)を奨励するという方針を公表したのである。IRSとは、屋内の壁面に殺虫剤をスプレーするという方法で、即効性がある。これは、ハマダ

ラカが吸血行動に際して室内の壁で休息する性質があるため、有効だとのことである。1980年代初期までWHOは熱心にIRSの普及に努めてきたが、人の健康や環境影響が大きいと

45 言う声が上がリ、この使用を止め、他の方法を検討した。しかし、その後の精力的な研究、調査でIRSは人に対しても、環境に対しても害はないとの結論に達したとしている(〔中略〕WHOは適切なIRSによって、蚊によるマラリア感染の90%をなくすことができると主張している)。

50 では、DDTの環境影響はどう考えるべきか。レーチェル・カーソンが『沈黙の春』の中で主張したこと、DDTが人間や他の生物の体内に蓄積し、残留する、それらが人に神経障害やがんを引き起こす、また草木を枯らし、虫を殺し、鳥類を絶滅させてしまうということは、間違いだったの

55 だろうか？ また最近になって言われていた内分泌攪乱性^{かくらん}があり、人にも生物にも危険という話はどうなったのか？

60 DDTはレーチェル・カーソンの本だけで禁止になったのではない。DDTによって特定の鳥類の卵殻が薄くなり、個体数が減少するという科学論文が、1967年に英国(“Nature”誌)から、1968年には米国(“Science”誌)から出され、DDTの鳥類に対する負の影響はほぼ確定的になった。DDTには蓄積性があり、残留性があること、こういう性質を有する物質が、大量に使われ、

55 環境中に放出される事態を回避しなければならないことも、もちろん間違いではない。DDTの暴露量が通常想定される範囲であれば、人に対する発がん性や神経影響はほぼ見られないことが今では明らかにされているが、1960年代の状況ではレーチェル・カーソンの警告は必要であったし、的を射たものであった。

60 その後、問題になった猛禽類^{もうきん}の卵中のDDT濃度も問題を起こさないレベルまで低下している。その意味では、DDTの禁止は効果を上げた。

60 WHOは、DDTを農薬用に用いるのではなく、屋内散布にだけ用いれば、生態系への影響は無視できるとしている。しかし、その反面、DDTが生殖機能や内分泌系の機能に影響を与えるかもしれないという証拠は増えつつあるともしている。

65 DDTを禁止することで、確かに生態系へのリスクをなくすことができた。だが、もしDDTを使うことでマラリアを防ぐことができたのであれば、DDTの全面禁止は悲惨な結果を生んだとしか言いようがない。

(中西準子「環境リスクの考え方」による)

(注) 作題の都合上、図は省略してある。

問1 本文に照らし、次のA～Iの事実を古いものから順に配列したとき、3番目にくる事実と7番目にくる事実の組合せとして、正しいものはどれか。最も適当なものを、下の①～⑩のうちから一つ選べ。なお、選択肢は、‘3番目の事実 * 7番目の事実’という形で表記してある。

35 [2点]

- A 日本で、DDTの使用が、水田用農薬としてのみならず全面的に禁止された。
- B WHOの定義でいう「新戦略」の時代が始まった。
- C DDTに対する耐性種の問題が解決された。
- D RBMが開始された。
- E WHOとUNEPが、DDT殺虫剤に代わる方法を求めると宣言した。
- F 米国で、DDTの使用が全面的に禁止された。
- G 東南アジア地域で、1100～1150万人(推定)のマラリアの発症者があった。
- H 欧州で、DDTの使用が全面的に禁止された。
- I 国際保健会議が開催された。

- ① A*B ② C*I ③ A*I ④ G*D ⑤ C*A
- ⑥ H*E ⑦ G*F ⑧ E*H ⑨ F*B ⑩ A*H

問2 下線部aのように著者が主張するのはなぜか。その理由として最も適当なものを、次の①～⑦のうちから一つ選べ。

36 [2点]

- ① 現在では、猛禽類の卵中のDDT濃度も問題を起こさないレベルまで低下しており、その意味ではDDTの禁止は効果を上げたが、DDTの人体に対する影響は未解明であるから。
- ② 1960年代においてDDTの使用が禁止された結果、マラリア感染者が増加したにもかかわらず、環境破壊が進行しているから。
- ③ DDTの使用禁止にして生態系を守り人体への影響を防ぐことよりも、DDTを適正に使用してマラリアを撲滅することの方が重要だと考えられるから。
- ④ 1960年代以降、DDTの使用が禁止されたことが今日のマラリア感染者数増加の原因であり、そもそもDDTの使用禁止自体が誤りであったことが明らかになったから。
- ⑤ レーチェル・カーソンの警告は、1960年代の状況下では、妥当なものであったと考えられ、DDTの使用禁止により生態系が保護されたから。
- ⑥ DDTの使用禁止は、1960年代の状況下では適切であったが、その後マラリア感染者数が増える一方で、DDTは、使用方法によっては人にも環境にもほぼ無害であると確認されたから。
- ⑦ 1990年代末期頃から実施されたマラリア撃退作戦で、ある程度、マラリアの感染者数が減少したが、その効果はそれほどのものではなかったから。

問3 本文の内容に合致しないものを、次の①～⑦のうちから二つ選べ。ただし、解答の順序は問わない。

37

38

[各2点]

- ① DDTの使用により、1960年代までにマラリアの感染者数は劇的に減少し、その後もさまざまな対策により感染者数の増加は抑制されていたが、1990年代になると、再び感染者数の増加がはじまった。
- ② レーチェル・カーソンが『沈黙の春』で警告したのは、DDTが生態系に対して有害であるというだけでなく、人体に対しても影響を及ぼすということであった。
- ③ WHOは、2006年以降、マラリアをなくすためにIRSを奨励しており、DDTは、鳥類に影響を与えることはなく、しかも人体に対する影響もないとしている。
- ④ DDTの使用禁止以降、減少していたマラリアの感染者数は近年増加する傾向にあり、また感染死亡者数をもっとも多いのは、アフリカのサハラ砂漠以南地区である。
- ⑤ 1970年代初頭までにDDTの使用が禁止される過程において、公衆衛生よりも環境問題が重要であると考えた人々が国際機関の方針を決めることとなった。
- ⑥ 現在では、DDTの暴露量が通常想定される範囲であれば、人に対する発がん性や神経影響はほぼ見られないことが明らかにされている。
- ⑦ PHCは、あまりにも高尚なものだったため、現実的には種々雑多な対策の詰め合わせのようになってしまい、マラリア対策については、健康教育、清潔の維持、殺虫剤入り蚊帳の配布が実施されたにとどまった。

適性試験スタンダード講座・教材編集方針

辰巳の適性試験スタンダード講座では、米谷・石田両講師の過去7年度にわたる指導経験を踏まえ、受講生の弱点とニーズを熟知した立場から教材編集を行なっています。教材のもとになるデータベースには、DNC、JLF 両出題団体が実施して来た過去問やプレテストはもちろん、辰巳が過去7年間実施して来た適性試験オープンおよび全国模試の中から、良問をセレクトし、教育的配慮の行き届いた配列を実現しています。

▼適性試験スタンダード講座・本編第1回（推論・分析力1：形式論理学）の教材編集例

問題番号	出典	出典中 問題番号	小問 番号	タイトル	解答 時間	正答率	内容
第1問	04 OP03	第3問		ある人の属性	2.0	71	対偶, ドモルガン, 矢印の方法
第2問	03 模試1	第2問		8時30分までにこないと遅刻	3.0	85	必要条件, 十分条件, 否定表現
第3問	03 模試1	第12問	問1	騙した経験	3.0	83	全称命題, 特称命題
			問2		2.0	37	
第4問	04 徹底分析	第1問		気前のよい江戸っ子	2.0	—	対偶, 存在命題
第5問	03 模試1	第10問	問1	命題間の関係	6.0	52	真偽表
			問2		3.0	21	必要条件
第6問	03 本試験	第11問	問1	とんで	3.0	74	
			問2		8.0	64	
第7問	04 模試1	第11問	問1	文の真偽判定 (かつまたは)	4.0	62	真偽表
			問2		3.0	29	
第8問	04 徹底分析	第10問		日常の論理	2.0	—	日常論理でのまたは, 裏
第9問	03 特例	第9問		高橋さんの朝食	4.0	55	日常論理のならば, 裏を含意
第10問	04 模試2	第6問	問1	論理的な命題	4.0	71	裏の正しい例
			問2		2.0	80	因果関係のならば

担当 米谷

51.0 60.3

小論文対策

1 法科大学院小論文入試での大きな誤解

「何か書けばよいのではないか」

→間違い！

従来の日本の小論文試験（大学入試，公務員試験，マスコミなど）ではたしかに，「何がしかのことを書いている」ことで「なんとかあった」が，法科大学院の小論文試験は，これらと一線を画するもの。このことを辰巳は入試初年度より見抜き，従来の対策とは異なる対策の必要性を一貫して主張してきた。法科大学院の小論文試験は，

- ① 正確な読解力
- ② 分析力
- ③ 論理構成力

が明確に問われる試験である。

<理由> 何を測定するのかが従来の小論文試験とは異なるため。

「点差はそれほど開かないのでは」

→間違い！

点数差は0点から100点まで大きく差がつく。かなりの人が課題文の読み取り，出題意図の読み取りに失敗して0点に近い点数しか取れていないのが実情と思われる。実際，適性試験の点数が低くても，小論文で逆転していると思われるケースがいくつも報告されている。

たしかに，従来の小論文試験では，採点基準は設けられていたものの，結局は「よく書けている」「よく書けていない」といった曖昧な評価に終始していた。しかし，法科大学院の小論文試験は，まず，問いの把握が問題となり，これに答えられるか否かで明確な評価が可能になっている。また，その問いに対する分析や，立論における論理構成など，明確な評価基準がいずれも立てられる。

「今まで文章は結構書いているから、なんとかなる」

→間違い！

以上に見たように、何か書けばよい試験ではない。問題の核心をしっかりと捉え、その一点に集中して論理を構成できるかが問われている。今までの小論文試験における対策のように文章表記のルールを守れるとか、関連知識を持っているといったことでは対応できない。大学で論文を書いたという方は、その経験は大きな参考にはなるが、十分な時間の下で論理構成をして記述するのと、定められた時間内で論理的な文章を書くのとは異なる。

「まず、知識を仕入れるところから……」

→間違い！

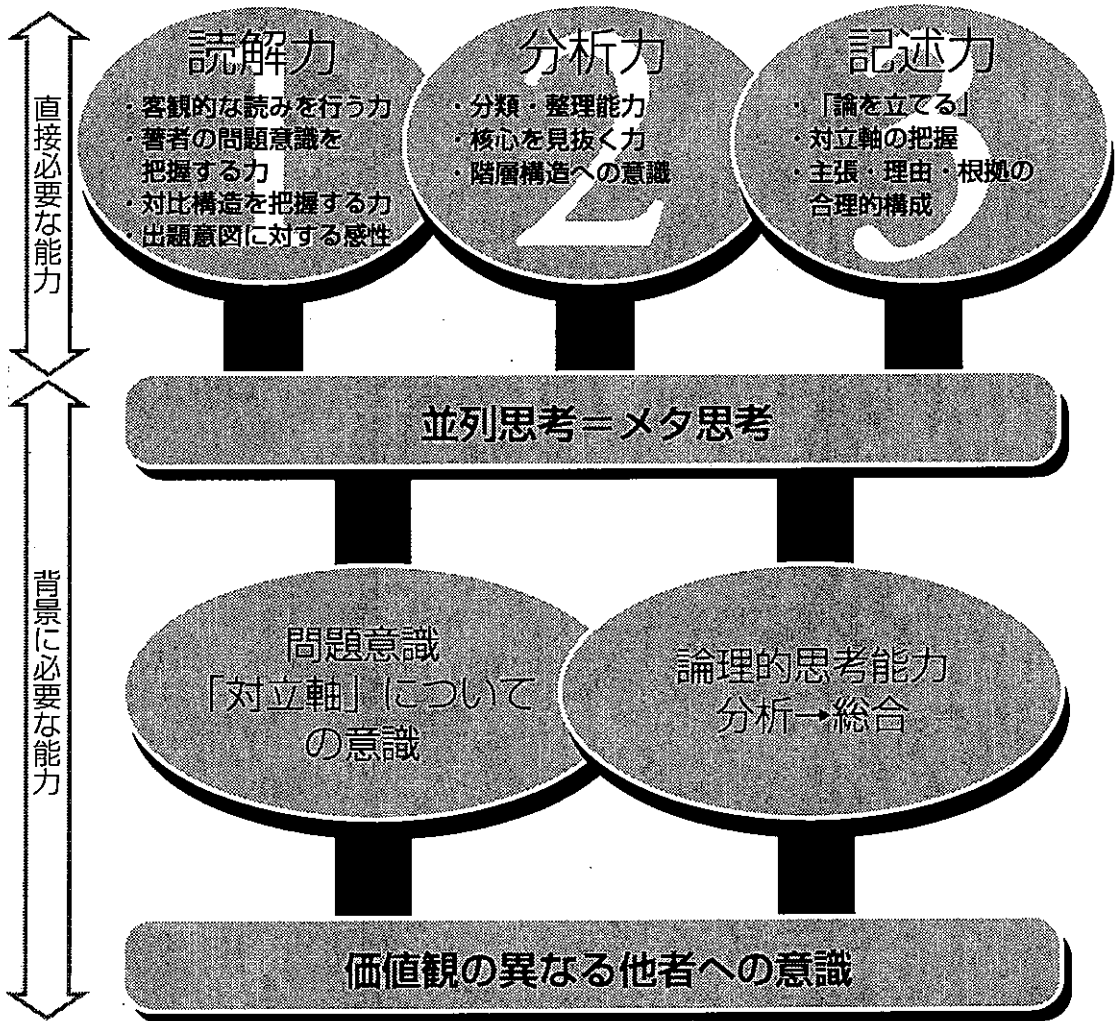
従来の日本の小論文試験対策は、文章作法の伝授はさておき、よく出題される分野の「知識」を注入することがその中心であった。これは、課題文が一般には無いが、短く、その場で「何がしかのことを書く」ためには、まず、知識が必要であったことによる。しかし、法科大学院の小論文試験では一般に課題文が与えられ、それを読んで答える形がとられる。したがって、事前の知識の集積が必要という試験ではない。逆に、課題文で問われている問題を受け止めずに、自分の知識で勝手な論を展開してしまうと不合格となってしまう。必要なのは「問題意識」。課題文の著者の問題意識、さらには出題者の問題意識に敏感に反応できる内なる問題意識を育てることがむしろ焦点となる。

「適性試験後で間に合うだろう」

→間違い！

正確な読解、分析のスタイル、論理的な構成といったことを支える「問題意識」と「論理的思考力」は、その内容を講義で聞いてすぐ実践できるようになるものではなく、練習を積む中で身につけなければならないものである。「問題意識」、「並列思考」とも実際に実践に役立つレベルに到達するには残念ながら一定の時間が必要である。従来の小論文試験であれば、文章作法と知識の注入で「形」を整えるだけでも何とかあったが、法科大学院の小論文試験は正攻法でなくては対策とはならない。残念ながら適性試験後にこのことを知った場合は、8月・9月の実際の試験を経験しながらなんとか力をつけ、乗り切っていくしかない。

2 法科大学院入試で必要な能力



1) 直接必要な能力

① 読解力

→極めて重要。

この部分の比重が高いことが他の小論文試験と法科大学院の小論文試験が一線を画する大きな理由となっている。

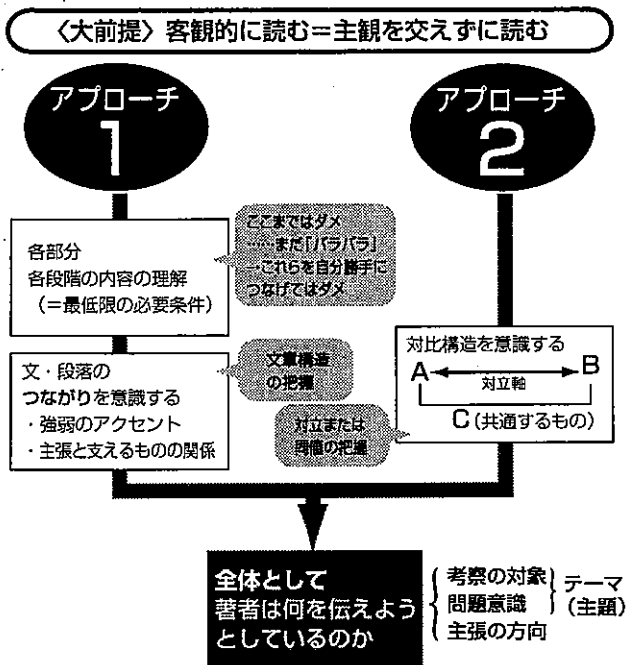
……法曹として必要な能力＝まず、相手の述べている内容を正確に把握すること

(相手の言っていることが理解できない奴はいらない)

◎ 適性試験第2部の対策と重なる

- ・ 客観的な読み
- ・ 著者の問題意識の把握＝A 考察の対象 B 著者の問題意識 C 主張の向き
- ・ 対比構造の把握

→全体として著者は何を述べようとしているのか？



◎ これに加えて、出題意図の把握が重要

……出題者は課題文を通して何を訊こうとしているのか？

問題文の一言に重要なヒントが隠されていることもよくある

② 分析力

問題の本質を把握……分析と総合の力が必要

→文章を書く前のアウトラインの構成の段階に相当

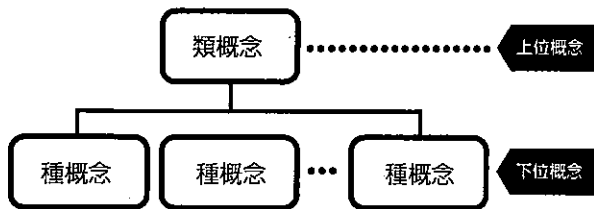
……ここまでで、記述内容はほぼ決まる。

→このときに、扱われている問題の分析とその構造を捉えることができない人が実は多い。

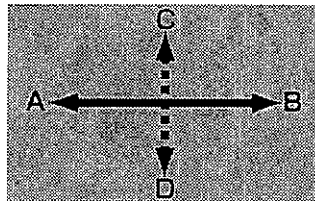
……原稿用紙に文章を書く前にすでに勝負は決している

→◎分析の仕方、総合の仕方を学ぶ必要がある

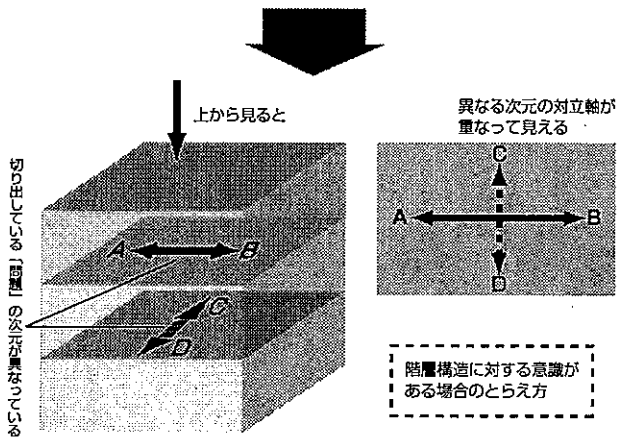
●上位概念と下位概念（内包と外延）



●階層構造の意識



階層構造の意識が無い場合のとらえ方



③ 記述力

「論を立てる」……自分の主張を述べるのではない！

→これも従来の小論文との違い（もちろん、例外はあるが大きな傾向として）

◇ 小論文を通じて、その「人となり」を見ることが目的ではない（大学入試で医学部や教育学部、文学部などはこの目的で小論文を出すことがある。マスコミもある意味では共通）

<重要> 「正しい」意見を述べるのではない。

問題を把握し（対立軸の把握）、「論」を合理的な理由・根拠によって支えることが求められている。

……弁護士の職業を考えてみればよい。述べるべきは自分の主張ではなく、代理人としての主張例）「以下の文を読み、『A 賛成の立場から』『B 反対の立場から』それぞれ〇〇字以内で述べよ。」

→入試初年度、まだ実際の試験が行われていない段階で辰巳が模擬試験で出題した形式

……その後多数の法科大学院の試験がこの形式をとっている

◎もちろん、以上の核心部分に加えて、必要な技術もある

・ 主張を支える構造の理解

文章の2つの働き「感化の働き」と「伝達の働き」（『悪文の構造』千早耿一郎による）

→『伝達の働き』が重要

…「思ったことを書けばよい」（作文の教え方）という「感化の働き」の立場とは異なる

・ パラグラフライティングの手法

従来の『起承転結』といった文章構成は、主張を正確に伝える文章においては不向き。

・ 簡潔な表現

「文字数を埋めるのが大変！」→間違い。アウトラインをしっかり作れば文章をたくさん書くことは苦にならなくなる。

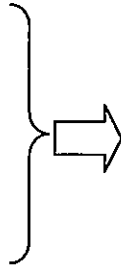
→逆に問題なのは如何に字数を削るか=文章を shape up する技術

アナトール・フランス「時間が無かったため、ついこの手紙が長くなりました」

2) 背景に必要な能力

① 問題意識

著者の問題意識に共鳴する
出題者の問題意図を見抜く
対立軸を把握する
反対側の意見を意識する
……



自分の中の「問題意識」が必要

→ 「正しい」意見を持つことではない。

{ 世の中で「問題」とされていることは「何と何とが対立しているのか」？
それがなぜ、「問題」なのか？

に対して意識をもっていること

……まずは、新聞（2紙以上）、ニュースといったものに日常的に接する

+ その背景についての記事といったものにも注意を向ける

◎注意！ 「こういうことはいけない」「ひどい奴がいる」で終わらない

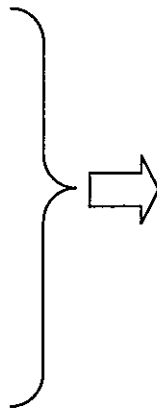
→ そのような動きがあるということは、その動きの背景に何らかの「正当性」がある

……1つの立場を理解したら、その反対側の立場からも考えてみる

問題の所在はその「対立軸」にある

② 論理的思考能力

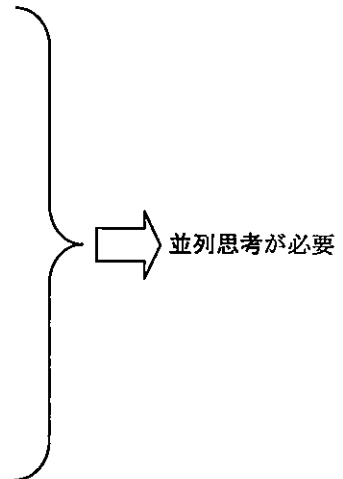
文章の論理構成を意識して読む
本質を抜き出す
対立軸を把握する
階層構造を意識する
論点を整理し、構成する
主張を支える理由や根拠を考える
本質を表す例示を考える
順序・配置を考える



論理的な思考能力が必要

③ 並列思考能力

目の前の課題文を読みながら、著者の主張の流れを追う
著者の主張を把握しながら、背景にある出題者の意図を捉える
対立する主張を視野に入れながら、背景にある対立軸を考える
複数の事柄を視野に入れながらその差違と共通部分を捉える
差違や共通部分を捉えつつ、階層構造を意識する
一方の立場に立ちつつ、反対の立場も考える
2つの立場を捉えつつ、その背景にある問題を考える
全体の流れを頭に置きながら文章を書く
……



→適性試験対策と共通する側面

◎特に初心者、自分の主張を離れて、反対側の主張を同時に考えることが大きな課題になる
→訓練が必要

④ 他者への意識

「問題意識」「論理的思考能力」

……いずれも「価値観の異なる他者」についての意識があるかどうか、根本的な課題

○「皆自分と同じことを考えている」というレベルでの思考では対応できない

→「問題意識」も「論理」も必要ない → 文章による伝達も必要ない

……「以心伝心」「言わなくてもわかる」「『あ、うん』の呼吸」

◆日本＝同質的に“見える”集団 → 「紛争」は限定的なもの

→『長老』による解決、もしくは『村八分』

<司法改革とは何なのか>

◇ 格差社会、異なる価値観をもつ集団の存在←都市型社会の進展、グローバリズム

→『紛争』を前提とした社会（欧米はすでに長く経験してきている）

『価値観の異なる他者への意識』こそが問われている

3 対策

まずは、講座の受講だが、それ以外に……

1 本を読む

2 新聞を読む

文章を書く力＝基本的に読んでいる文章の量によって決定される

<ポイント> 問題意識の醸成→「対立軸」への意識

「自分の考え方と違う考え方があること」

「自分の見方と違うものの見方があること」

を知り、そこにある対立軸（誰と誰が対立している？その本質は？）を考えることが目的

★ あえて自分の意見とは違う立場からの本を読む→そこから学ぶ

★ 新聞＝2紙以上読む

◆ 「正しい」という言葉を疑うようにしよう（自分の内部に対しても）

☆ 読むスピードを上げていくことも大きな課題（適性第2部と連動）

☆講座の意義

→問題意識の喚起 そのための素材の提供（知識の注入ではない）

3 メモを取る習慣

問題意識を深める＝24時間態勢

……問題意識の発生・展開・深化は意外なときに起こる（歩いているとき、電車の中、人との会話、読書 etc.）

→常に筆記用具とメモを携帯し、書く（後で書こうとしてもまず忘れる、2度と思い出せない）

PDA、ボイスレコーダーなども有用だが、「紙と鉛筆」に勝るものは無いように思う

4 言葉に興味を持つ

国語辞典を必ず用意、常に引く習慣を

（本当は紙の辞典がよいのだが、電子辞書は便利。広辞苑と英和が入っていればよい）

微妙な表現の差に意識を持てるように（言葉を選ぶときに必要な感性）

5 要約

要約は練習が必要→そして、出題される

☆問題の核心を「ギュッ!」と取り出す訓練

新聞の社説(通常 1000 字×2 程度) →100 字に

○誰かに見てもらった方が(本当は)よい

いわゆる「先生」。国語の先生よりは社会の先生の方がよい(著者の問題意識の所在に対する感覚がポイントなので)。

いなければ友達・家族。

課題文と一緒に見てもらう。

書いてあることがたしかにわかると言われることが最低限のライン

→目標は、著者の「いいたいこと」がはっきりと取り出せている文章

(文章中での重み付けや構成が問題となる。一応「いいたいこと」には触れているが、他のそれほど重要ではないことの中に埋もれていたり、支えるものとの関係がはっきりしていないのはよくない)

○見てもらえる人がいない場合は、2・3 日おいてから自分で読んでみる(何日か経つと自分は他人になる)

【memo】

小論文試験最新過去問研究

中央大学法科大学院10年度小論文問題

以下のA、B二つの文章を読んで、下の設問1、2に答えなさい。

【文章A】

ところで、社会に参加するとはどういうことだろうか。「市場」それ自体がまだ十分に発達していなかった、かつての共同社会においては、参加するとは、村落や家族などの閉鎖的な集団に永続的に帰属することであった。人々はある共同体の一員であり、そのことがそのまま人々の社会における役割や義務を意味していた。

5 個人の自由と自立を掲げ、「市場」を大きく発展させた近代は、このような帰属＝参加の関係を解体し、ある人の社会での役割や他者との関係の結び方を、多様な形に編み直していく。たとえば、先のショッピングモールの販売者と顧客、あるいは顧客同士の関係に示されるように、今日の高度な消費社会における多くの人間関係は、表面的には誰にでも開かれており、名乗り合う必要もない。つまり、開放性と匿名性が特徴である。また人々が、顧客として、販売店の
10 パート従業員、図書館の受付係、カフェのアルバイト従業員などとかかわりあう場合、その関係の結び目はゆるく、ある販売者と顧客の関係は、すぐに別の販売者と顧客の関係に取って代わられるというように、一過的な関係が連続的に繰り返されていく。【中略】

「外国人お断り」の銭湯や、常連さんにだけ情の深いサービスを提供するような店が今でもないわけではないし、家を借りるとか買うというような取引になれば、市場においても匿名性
15 や一過性は否定されるだろう。だが現代はますます市場の開放性が要求され、常連さん相手の旧来のやり方は、大金持ちのメンバーズクラブのような特殊な市場を除けば、流行らない。この新しいショッピングモールのように、どのような人々も、どこの誰ともたずねられることなく、顔のはっきりしない関係をそのつど結ぶのである。【中略】

市場社会の表面に張られた、一過的で開放的な消費関係に比べると、その奥にある労働や管理、業者間取引の「関係者」の社会は、相対的に閉鎖的な関係であることに特徴がある。「関係者」はネームプレートを付け、相互に名前呼び合い、契約書を交わし、規律に従うことを求められる。働く職場は「ウチの会社」であり、同僚や取引業者とは、ときに食事や飲み会に誘い合う。むろん、この職場集団の形成や業者取引もまた、今日では永続的なものでなく、ますます一過的なものになっており、たとえば最近その数が増えている多種の非正規雇用においては、関係の結び目は相当ゆるいが、それでも消費ほどには開放的ではない。そこに参加するには、「手続き」や他者からの「許可」が不可欠であり、履歴書だとか契約書だとか、身元証明などが、簡便なものであれば必要になる。

さらに、この市場社会とは別に、人々は家族の一員であり、家族関係の中でさまざまな資源を分かち合っている。家族の親密なパーティを覗けば覗まれるような親密な閉鎖性がそこにはある。家族の周辺にも多様な人々との任意の関係があり、それらの人々とも生活のある部分を共有している。また、たいていの場合人々は生まれたときからある国家や公共団体のメンバーであり、メンバーとしての届け出を介して、国家や公共団体の政治への参加が促されていく。同時に、そのメンバーとしての資格で、学校制度に組み入れられ、医療や福祉を含めた公共サービスの提供を受ける。先のショッピングモールの例でいえば、市民としての資格での図書館

35 利用、公共団体による大道芸やフリーマーケットの「許可」などは、この文脈での社会参加の一端である。

これらの市場の外の公私の関係は、市場社会に先立つ共同社会にその源をもち、人々の生活や労働の継続性、親密な人間関係による安定などを支えているが、その閉鎖性や継続性には濃淡があり、顔の見える共同関係から、形式的なメンバーシップまで多様である。家族や職場集団も永遠とはいえず、たえず変化していくし、移動の自由は住む場所を特定させない。国を越えた労働者の移動もますます拡大している。だがこれらの関係は、市場のような開放性もたえず、むしろ人々の関係を、ある特定メンバーと特定地域の中に、一定の期間ではあるが、枠づけていくような機能をもつ。

現代の社会は、知らない者同士の匿名のままの関係の網の目が開放的で世界の隅々にまで広げられていると同時に、相対的に閉鎖的な特定範囲の人々や地域の集合体でもある。「社会に参加する」とは、参加＝帰属でもなく、またこのすべての社会の網の目に入り込み、すべての「関係者」であることでもない。【中略】

このように見ていくと、社会参加とは、複雑で変化する社会の諸関係の大海の中を、「自由と選択」という近代の基本価値を頼りに、おぼつかなく泳ぎまわっているようなイメージが生まれてくる。法学や経済学などが理論的な前提にするのも、このような自立する「個人」であり、それらの集合体としての社会である。だが、実際にある人が必要な関係を選び取って、ある社会の網の目の中に入っていくという行為は、その人の「自由と選択」だけに基づいているわけではない。むしろ共同社会の帰属に類似した、あるメンバーシップの証明や、その人の「場所」＝ホームの確認が、一定の網の目の中に入る「許可」の条件になっていることが少なくない。

「自由と選択」は、こうした存在証明の上に立ってはじめて認められているともいえる。現代社会が市場関係だけでなく、公私の相対的に閉鎖的な集団のメンバーとしての関係を含んでいることはすでに述べた。人は、「自由と選択」の主体である前に、ある家族の中にメンバーとして生まれ、同時にある国や具体的な地域のメンバーとして届けられている。むしろ繰り返し強調しているように、それらは共同社会のような永続性はなく、変化するものであるが、複雑な社会諸関係の大海の中では、そこがとりあえずの人々の「定点」でありアイデンティティの拠り所として機能する。ショッピングモールをぶらぶら歩いている人々にも、普通はそこから来て、そこへ帰る「定点」としての「場所＝ホーム」があると想定されるわけである。

職場集団の「関係者」として「許可」されるためには、たとえば国籍や住民証明、履歴書や連絡先、場合によっては職域組合への帰属証明などが必要であり、他方で、ある職場集団の「関係者」であるという証明が、次の就職や結婚などの新たな関係の結び直しの可能性を拡大していく。住民証明や住所がなければ政治への参加も閉ざされるだろうし、社会サービスの利用も制限されるだろう。誰でも利用できるショッピングモールですら、夜間は閉鎖され、帰るべき「場所＝ホーム」に戻ることを人々に期待している。

さらに重要なことは、こうした存在証明や「場所＝ホーム」には、一定の評価のランキングがあることだ。生まれた国、住んでいる場所、家の種類や大きさ、勤めている職場の種類や大きさ、卒業した学校、結婚相手の家柄などには、それぞれの社会が付した評価のグレードがある。これらのランキングは人々の「定点」＝「ホーム」の評価となり、この評価は転じて人々自身の存在証明の確かさや評価につながり、それが参加の機会に影響を与えていく。

ある人々は、その所属する会社や、学歴、住んでいる場所などから、文句なく立派な市民であると見なされ、その「信用」を基礎に多様な参加を選択しうる機会に恵まれる。他方で、別

の人々はそのような価値づけが低く、場合によっては社会の一員としての資格を疑われることすらあるかもしれない。われわれはしばしば、失業して家に閉じこもりがち単身者、その家さえ危うくなった人々、離婚して生活保護受給に至った女性などへ胡散臭い視線を投げかける。そうしたまなざしの先で、それらの人々の参加の機会はさらに狭められることになる。

80 もちろん、たとえば労働者を募集する企業が、応募者の評価をどの程度厳しくするかは、時々の経済情勢や労働市場の狭隘さの程度によって変化しよう。多くの労働者が緊急に必要であれば、評価ランキングのより下のほうにまで参加の機会が開放されるかもしれない。地域に新たに流入する一人暮らし世帯が多くなれば、そうした人々を取り込んだ地域活動が考案されていくかもしれない。

85 いずれにせよ、今日では人々はますます開放的で、世界の隅々に広がる多様な社会関係に参加することが奨励され、その中で生きている。しかしこうした参加は、実はいくつかの閉鎖的な集団のメンバーとしての存在証明の提示や、帰るべき「場所＝ホーム」や「定点」におけるアイデンティティの形成を前提とし、そうした「定点」の確認作業やその評価の程度によって、開かれたり閉じられたりしている。人々の社会関係は、こうした開放と閉鎖の矛盾に満ちた展開の中で、取り結ばれていくのである。

95 今日の社会では、何に参加し、何に参加しないかは、誰かが強制するようなことではない。だが、たとえば国家や地域の構成員としての最低の義務は誰にでも課せられているし、何よりもその人がその人らしく生きていくために必要と考えられる関係には、参加していなければ生活はできない。また、そのアイデンティティも形成されにくい。たとえば、収入を得るための生産活動、帰るべき「場所」としての「ホーム」の形成、選挙や労働組合など何らかの意思表示の機会、教育、医療、福祉などの社会サービスの利用などが参加の内容として想定されよう。

100 ところが、何らかの理由で、必要な社会関係の「関係者」であることを拒否されることがある。グローバリゼーションといわれる新しい経済体制下で、世界はまるでショッピングモールのように、あらゆる人々に開かれ、簡単に交換する場となりつつあるのに、肝心な場面で、特定の人々を「関係者以外立ち入り禁止」の札によって拒み、彼らを社会関係の外に追いやろうとする構造が存在している。

こうした主要な社会関係から特定の人々を閉め出す構造から、現代の社会問題を説明し、これを阻止して「社会的包摂」を実現しようとする政策の新しい言葉が、「社会的排除」(social exclusion) である。

【出典】岩田正美『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』(有斐閣, 2008年)より抜粋
※原文中の見出し語は省略した。

【文章B】

21世紀の文明を語るにあたって、階級という概念は有効性を失いつつある。もちろん、経済的な格差がなくなったわけではない。ただ、社会の中に一定の経済的狀態におかれた集団を見いだせるとしても、その集団に属する個人にとって、自らがその集団を構成しているという意識や、集団としての一体感は希薄になりがちである。

5 階級意識を語るマルクス主義に代わり、個人の意識に着目するトクヴィルの平等論が注目される理由はそこにある。

そのような新たな平等社会において、台頭が見られるのが「新しい個人主義」である。それ

10 はかつての個人主義のように、伝統的な社会の拘束からの解放を求めるものではない。むしろ、
伝統的な規範が解体するなかで、自分のアンデンティティや行動の基準を、自分の責任で、
自分のうちに見いださなければならないとする考え方である。

一人ひとりの個人は、「自分らしく」あることを求められ、また「自分らしい」選択をするよう
15 迫られる。「自分らしさ」は、現代においてもっとも晴れがましい概念であると同時に、呪文
でもある。

15 現代の多くの社会理論家は、現代の社会理論がもはや「あるべき社会」を論じなくなってし
まったことを、驚きとともに告白している。かつて、あれほどの情熱をもって語られた「理想
社会」「ユートピア」「公正な社会」などに代わり、現代の社会理論の重点は、個人の差異の擁
護や、個人の選択の重視へと移っている。現代の社会理論のキーワードは個人であり、それし
かないのである。

20 過去において社会を語る語彙が「伝統」「進歩」「革命」であったとすれば、それらに代わる
現代の代表的語彙は「人権」しかないとする理論家もいる。

その分、個人にかかる負担もまた大きくなっていることは間違いない。個人は自分が自分ら
しくあるための根拠を、自らのうちに求めなければならない。そのうえで個人は自分の責任で
25 選択を行い、その結果について責任を取らなければならないとされる。現代社会はますます不
確実性にみちみちているが、その不確実性の負担は、選択を行う個人にもつばら課せられるか
らである。

自己決定、自己責任、自己規律、自己点検、自己評価……このような言葉が、今日の私たち
を取り囲んでいるのは偶然ではない。それらは現代の「新しい個人主義」のもっとも直截な表
現なのである。

【出典】宇野重規「新しい個人主義」（2008年6月16日、日本経済新聞朝刊記事より）

設問 1

上記の文章Aを読んで、「社会的排除」という言葉がどのような意味で使われているか15行
以内で述べよ。(50点)

設問 2

上記の文章A・Bをヒントとして、現代の社会が直面している課題のうち重要と思うものを
具体的に取り上げて、その課題に対処するにあたっていかなる視点が重要であるかを論ぜよ。
(50点)

慶應義塾大学法科大学院10年度小論文問題

課題文（後掲）を読み、以下の問に答えなさい。

問1 課題文の筆者が「格差」という言葉で示している内容を説明しなさい。（300字以上400字以内）

問2 格差社会の進行を防ぐための対策をとるとしたら、どのような内容のものが考えられるか、参考文献（後掲）において示されている「平等」、「効率性」、「公平性」という理念も踏まえて述べなさい。（1200字以上1600字以内）

【課題文】

生活や意識の面で1980年代末以降に生じた大きな変化は、いわゆる「中流」の崩壊である。

70年代末まで、自分の生活が社会の中で「中」に属すると考える人は一貫して増え続けた。73年の総理府の「国民生活に関する世論調査」では、「中」意識は人口の90%を超えている。「一億総中流化」が少なくとも意識では実現してしまっていた。

5 実際、家計や生活設計の安定性という面で、「中流」意識の広範な浸透は現実的な根拠に基づいていた。高度成長を通じた大量生産・消費システムにより、大企業とその系列を中心に、女性を家事労働に囲い込みながらも終身雇用制が安定し、大多数の家庭で家電製品やマイカーが買い揃えられていった。社会全体の経済的な富が膨らんでいたから、誰もが生活が徐々に良くなっていくと期待できた。こうしたなかで、圧倒的多数の人びとが、将来への展望もこめて自らを「中」と位置づけていた。また、中流意識の拡大により、「保守」対「革新」という階級政治は後景化し、人びとがそれぞれ獲得した地位や権益をいかに守るかをめぐって抗争する地位政治が前面化し、生活保守主義の巨大な流れとなっていた。

15 村上泰亮が1980年に『中央公論』誌上で提起した「新中間大衆」の概念は、このような高度成長を通じた格差消失という論議を集約したもののように受けとめられた。しかし、村上の議論のポイントは、70年代の日本社会で階層の非構造化が顕著になってきていること、すなわち、人びとを経済的（所得・資産）、政治的（影響力）、文化的（学歴）などのさまざまな指標によって位置づける階層秩序が非一貫的な錯綜したものになってきていることであつた。そこから生じる重要な帰結は、「中流階級」や「新中間層」の拡大ではなくむしろ消滅である。

20 ホワイトカラーとブルーカラーの境界線が曖昧になり、所得でもしばしば逆転があり、中産階級を特徴づけてきた倫理観は崩壊しつつある。高度経済成長を経て、国民の大多数が自らの生活レベルを「中」のどこかに位置づけながらも、実体としての「中産階級」は消滅に向かっている、そう村上は主張したのだつた（村上泰亮『新中間大衆の時代』）。

25 だが、村上の議論を受けて80年代末、今田高俊は、同時代の日本の階層構造には非構造化とばかりは言い切れない、むしろ一貫性の増大とも取れる傾向が生じつつあることを指摘していた。今田がSSM調査（日本の社会学者たちによって1950年代から実施されてきた社会階層と社会移動に関する全国調査）のデータに基づいて論じたところでは、55年から65年までは、学歴、職業的威信、所得のすべての組み合わせで地位の非一貫化が進んだのに対し、高度成長

30 が終わった75年には、学歴と職業的威信の組み合わせを除いて相関が高まり、さらに85年にはすべての組み合わせで相関が高まったという。今田は、階層の非構造化は高度成長の効果であり、その影響がほぼ終息する80年代になると、逆に地位の一貫化が進んでいるのではないかと論じていった（今田高俊『社会階層と政治』）。

35 今田のこの指摘以前、80年代の日本社会が徐々に新しい階層社会に変化しつつあるのではないかと問うていた者もいた。日本長期信用銀行のエコノミストだった小沢雅子は、1985年に出した『新「階層消費」の時代』において、それまでの消費の個性化や差別化をめぐる議論が消費者の欲求の変化ばかりに注目してきたことを批判し、消費者の購買力の差が拡大していることに注意を喚起した。さらに小沢は、一億総中流化の通説とは異なり、低成長社会のなかで産業別や企業の規模別の賃金格差が拡大していること、男女別や地域別の格差も拡大し、日本社会は全体として格差拡大の方向に向かっていること、その結果として、日本人の「中」意識にはかげりが見え始めていることを指摘していた。

40 80年代、日本社会で格差が拡大していると考える人は少数派であった。しかし、90年代半ばまでには数多くの論者が格差拡大を確認していく。

45 まず、橋木俊詔は『日本の経済格差』において、不平等の度合いを示すジニ係数の変化を追いながら、80年代末以降の日本社会で不平等化が急速に進んだことを明らかにした。戦後日本の貧富の格差は、高度成長期を通じて減少し、低成長時代になっても小康状態を保っていた。しかし、バブル期以降、不動産や株式等の価格が高騰したことにより、まずはそれらのストックを保有する人と保有しない人の間で不平等が広がっていった。やがて長期不況の中で、所得分配が不平等化の傾向を見せていく。もはや経済全体のパイが大きくなりえない状況下、公平性よりも効率性を重視する傾向が強まり、日本以上に不平等なアメリカが未来社会のモデルとされ、不平等の拡大を是認する雰囲気広がっていった。

50 他方、佐藤俊樹が『不平等社会日本』で指摘したのは、80年代後半以降、階層間の世襲的な壁もより厚いものになってきたことであった。佐藤は、父の主要な職業が、40歳の時点で就いている子の職業に影響を及ぼす度合いの変化を調べ、高度成長期には父親の職業にかかわらず管理職や専門職になれる割合は上昇していたのに対し、80年代後半以降は世代間で階層を移動する可能性が狭まっていることを示した。高度成長期には、管理職のポスト自体が増大し、公教育を基盤に進学の機会も開放的であったから、親の階層にかかわらず管理職に就ける可能性は大きかった。しかし、経済発展が終わり、ポストがもう拡大しなくなったとき、下からの参入可能性は急速に萎んでいった。経済的な下層に生まれた人が努力と才覚で成功していく可能性は急速に小さくなっていったのである。

60 こうした変化を、山田昌弘は「希望格差社会」と要約した（『希望格差社会』）。山田が強調したのは、90年代以降の格差拡大が質的な差を含んでいることである。質的な差とは、個人の通常の努力ではどうすることもできないギャップが露わとなり、社会に決定的な亀裂が走り始めたことを意味している。

65 インターネット産業に代表される新しい産業体制では、これまでのような企業内で仕事能力を徐々に向上させ、賃金も上昇させる年功序列型の職は減少し、専門的能力を必要とされる職種と、マニュアル通りに働くだけで能力向上が不要の職種の二極分解が進行する。前者は、企業からの引き留め圧力が働き、収入は高くなり、転職にも有利な条件が示される。後者は、一生低賃金を強いられ、解雇・失業のリスクも高くなる。

90年代以降、経済的な格差拡大と表裏をなして日本社会の構造を根底から変化させていった

70 のは、雇用人口全体の中に占めるパート、派遣労働者、契約社員・嘱託などの非正規雇用が占める比率の急激な上昇である。総務省統計によれば、全雇用人口に占める非正規雇用の割合は、1984年の時点では15%程度であったが、80年代後半から急速に増加し、90年に20%を、99年に25%を突破、さらに2002年には30%をも超えて、08年には35%に迫る勢いである。業種別にみると、サービス業では非正規が雇用人口の3分の2を、製造業でも半数以上を占める。日本の職業構造は、非正規雇用の労働者が正社員の周辺の業務を担っている構造から、非正規雇用が数の上で正社員を超えるほどに膨れ上がり、労働市場を二極化させる構造へ激変しつつある。

80 これらの非正規雇用の労働者は、20代の若年層、60代以上の高齢層、それに女性（女性の非正規雇用は、すでに2002年の時点で50%を超えている）に著しく偏っている。もともと女性のパートタイム労働は、日本社会が女性を職場の労働力として利用しながらジェンダー差別を解消しない重要な要因をなしていたが、90年代以降、このパートタイム労働が正規雇用の方に転換されていくのではなく、むしろ逆に若年層を中心にそれまでならば正規雇用になっていたような層までが、いわばパートタイム的な労働の仕組みのなかに組み込まれていく傾向が広がっていった。この若年層における非正規雇用の急速な増加は、日本社会における職業のあり方を根底から変えてしまう可能性を含んでいる。

85 現在、進行しているのは、正規雇用と非正規雇用間の社会的格差の増大、非正規雇用の労働者の低賃金化と契約期間の短縮、正規職員の長時間勤務とノルマ増大といった由々しき事態である。高度経済成長を通じて勝ち取られたはずの「豊かな社会」が崩壊しようとしている。

90 グローバリゼーションと新自由主義の時代が続く限り、この傾向は止まらない。企業は国際的な競争力を維持するために、今後ますます定年まで雇用を保証する正規社員を少数精鋭化し、代替可能な労働力を非正規雇用で賄おうとしてくるだろう。企業は生き残りをかけ、専門的な能力を持った社員を自社内に抱え込み、高給で経営の中核に位置づけつつ、代替可能なサポート労働者を、ますます派遣会社やアルバイトによって回転させていくことになるだろう。

95 これに伴い、日本企業が社員の人生を丸抱えにしていた時代は過去のものとなり、多くの非正規雇用の労働者において雇用主への忠誠心が減退していくかもしれない。

日本社会は老いつつある。社会全体が未来への展望と活力を失い、噴出する不安感の中で迷走している。新自由主義的な潮流の中で福祉国家の諸制度が次々に崩壊し、雇用が流動化して格差が広がっている。1970年代まで支配的だった終身雇用制や企業丸抱えの人材育成、核家族といった人生のパターンが急速に多様化し、企業間を渡り歩く人生や結婚しない人生、離婚や再婚が珍しいものではなくなっている。

【課題文出典】吉野俊哉『ポスト戦後社会 シリーズ日本近現代史⑩』184頁から192頁（岩波新書・2009年）
（なお、原文の一部を省略し、縦書きの原文を横書きに変えている。）

【参考文献】

私たちが「平等・不平等」と言う時には、「結果の平等・不平等」、あるいは「機会の平等・不平等」を区別する必要があります。結果の平等・不平等を論じる際は、人が職業活動や経済活動などを行うことによって得られた成果、すなわち所得や資産といった経済成果などに注目して、それに格差があるのかないのかを論じます。

5 一方、機会の平等・不平等の場合は、人が職業活動や経済活動を行うための機会について格

差があったのかなかったのかを論じます。たとえば、人は学校で教育を受け、やがて就職し、企業の中で昇進をしていきます。そのような3つの教育・就職・昇進のそれぞれの段階において、みんな平等に機会が与えられているのか、与えられていないのかということに注目するのが、機会の平等・不平等です。

- 10 機会の平等については、2つの原則があります。1つは「全員参加の原則」です。たとえば、人が教育を受けたい、就職したい、昇進したいと希望した時に、望む人は全員参加できる、すなわち候補者となる機会が与えられるべきだという考え方です。もう1つは「非差別の原則」です。たとえば、人が何らかの職に就きたいと考えたとき、そこには選抜があります。この選抜を行う時に差別をしてはならないという考え方です。男性か女性か、若いかな年寄りかといった個人の資質によって、差別されることがあってはならないということです。

<中略>

- 20 経済効率を高めるためには、貧富の格差が拡大するのはやむをえないという考え方は、「効率性と公平性のトレードオフ」と言い換えることができます。「トレードオフ」とは、AとBが同時に成り立つことはなく、どちらか一方を優先する際には、他方を犠牲にしなければならない、ということです。したがって、効率性のためには公平性が犠牲になっても仕方がない、さらに言えば、公平性を犠牲にしなければ、効率性は高まらないという考え方です。

<中略>

- 25 私たちは、自由主義経済の中に生きています。したがって、競争が有効な概念であるということは認めざるをえません。労働者間の競争は労働者の意欲と能力を高め、企業間の競争は企業の生産性を高めます。一国の経済効率も、こうした競争があつてこそ高められるのです。しかし、競争の行き着くところでは、勝者と敗者が必ず生まれます。そして、その両者の間には格差が生じます。競争によって効率性が高められる一方で不平等が進行する、すなわち公平性が損なわれるわけです。この「結果の不平等化」に注目すれば、効率性と公平性はトレードオフの関係にあると言えるでしょう。

- 30 そのことを示す有力な証拠もあります。たとえば、イギリスのサッチャー首相、アメリカのレーガン大統領による経済改革です。彼らは、規制緩和による競争の促進、大幅な減税、福祉の見直しといった政策を行い、1970年代後半から80年代にかけて、最悪の状態にあつたそれぞれの国の経済を立て直すことに成功しました。しかし、同時に所得分配の大きな不平等化が進行することとなったのです。

- 35 このイギリス、アメリカの例は、経済の効率性と公平性がトレードオフの関係にあることを示す有力な証拠になると思います。すなわち、経済政策によって経済効率は高まったが、公平性が犠牲となつてしまったと解釈できます。

- 40 しかし、結果の平等・不平等とは別の視点から見た場合、効率性と公平性のトレードオフに関して別の結論が導かれてきます。すなわち、それは、機会の平等・不平等からの視点です。機会の平等・不平等というのは、人々が教育を受ける、職業に就く、企業で昇進するといった際に問題となります。公平性が高いということは、機会の平等が保たれていると理解できます。

- 45 では、逆に機会の平等がない社会を考えてみましょう。機会の平等がない社会では、誰もが競争に参加できません。有能な人、頑張れそうな人を競争に取り込まないという懸念が生じます。そのような人が、教育を受けられなかったり、職業に就けなかったり、仕事をさせてもらえなかったり、昇進できなかったりといった具合に、そもそも競争に参加できずに、力を発揮することができなかつたら、これは経済効率の面から見てもマイナスとなるでしょう。なぜ

なら、本来は経済効率を高めるのに貢献するだろう人々が、排除されているからです。

このように、機会の平等・不平等の視点から効率性と公平性を検証すると、機会の平等が達成されることが、むしろ経済の効率性を高めると結論づけられます。したがって、機会の平等・不平等から公平性を理解した場合は、効率性と公平性はトレードオフの関係にはないと解釈できます。むしろ、公平性を増すことによって、効率性も増すと解釈できるのです。

このように効率性と公平性にトレードオフの関係があるかどうかは、視点を変えることによって、2つの違った結論が導かれます。

〔参考文献〕 橋木俊詔『格差社会 何が問題なのか』112頁から113頁, 130頁, 156頁から158頁 (岩波新書・2006年)

(なお、原文の一部を省略し、縦書きの原文を横書きに変えている。)

小論文スタンダード講座・教材編集方針

辰巳の小論文スタンダード講座では、米谷・石田両講師の過去7年度にわたる指導経験を踏まえ、受講生の弱点とニーズを熟知した立場から教材編集を行なっています。教材のもとになるデータベースには、各法科大学院が実施して来た過去問やプレテストはもちろん、辰巳が過去7年間実施して来た小論文オープンおよび全国模試の中から、良問をセレクトし、教育的配慮の行き届いた配列を実現しています。とくに、米谷・石田両講師の作成した問題の中には、問われがちな問題意識を「書き下ろし」の形で凝縮したものが多数含まれており、公刊された書籍からの引用と比較しても、課題文だけでも学習効率の高いものとなっています。

▼小論文スタンダード講座・マトリックス解析編第1回（知識の階層化）の09年度教材（10年度はこれより更に増加）

冒頭陳述		知識へのアクセス方法と学習効率
レジュメ		知識の階層化
ミニ答練（当日課題）	講師出題	
1 過去問研究 1 期	東京大学 2	チャレンジャー号爆発事故
2 過去問研究 1 期	桐蔭横浜大学 2	マルチメディアと著作権
3 過去問研究 1 期	明治大学	契約書作成
4 過去問研究 4 期	慶応義塾大学	隣人訴訟
5 過去問研究 4 期	名古屋大学	手続的正義と実体的正義
6 過去問研究 6 期	慶応義塾大学	世論と異なる政策決定の正当性
資料	黄 Bible より	LS 小論文の書き方
自宅学習課題	講師出題	

10年度のマトリックス解析編では、今までのラインナップを更に増強し、各回にオリジナル答案練習問題1問+過去問研究8問+オリジナル自宅学習課題2問を学習します。全12回で、講師オリジナル問題36問と、過去問96問を学習することができます。すべての問題について、解説と解答がついています。

▼小論文スタンダード講座・マトリックス的中編第1回（自己決定権）の09年度教材（10年度はこれより更に増加）

聴いて書く1回目：自己決定権

レジュメ		自己決定権
聴いて書く答練	講師出題	
1 過去問研究 2期	金沢大学	当事者主権論
2 過去問研究 3期	北海道大学	死の自己決定権
3 過去問研究 3期	金沢大学	正当なパターンリズム
4 過去問研究 4期	同志社大学	悪法問題における対立命題
5 過去問研究 5期	慶應義塾大学	多数決原理の正当化理由
6 過去問研究 5期	東北学院大学	守れない法律
7 過去問研究 5期	東京大学 1	権利の衝突とその解決方法
8 過去問研究 6期	横浜国立大学	なぜ人を殺してはいけないのか
自宅学習課題	講師出題	医療現場での自己決定権

書いて磨く1回目：自己決定権

書いて磨く答練	講師出題	
1 過去問研究 1期	南山大学	骨髄移植のための子供
2 過去問研究 1期	桐蔭横浜大学 1	説明と同意
3 過去問研究 2期	近畿大学	医療における無駄
4 過去問研究 2期	國學院大學	死と自己決定
5 過去問研究 3期	早稲田面接 3D	ギャンブル合法化
6 過去問研究 3期	國學院大學	胎児の障害を理由とした中絶
7 過去問研究 4期	広島修道大学	法と道徳
8 過去問研究 6期	創価大学 2	法と道徳の区別
自宅学習課題	講師出題	

マトリックス的中編では、今までのラインナップを更に増強し、各回にオリジナル答案練習問題1問＋過去問研究10問＋オリジナル自宅学習課題2問を学習します。全12回で、講師オリジナル問題36問と、過去問120問を学習することができます。すべての問題について、解説と解答がついています。（マトリックス解析編講座との問題の重複はありません）。

資料 文献の紹介

資料 文献の紹介

米谷・石田講師執筆文献

過去に出版された、適性試験・小論文・ロースクール制度全般に関する、米谷・石田講師執筆の参考文献です。

★の数は、学習における重要度を表します。

適性試験向け

★★ロースクール適性試験バイブル 2003 年度完全版

(辰巳法律研究所 2003 年 12 月 10 日初版)

初年度適性試験までの全貌を収録。試行テスト(2002 年 12 月)の収録は本書が最後。豊富な付録や、講義資料がついている。CD-ROM に動画による講義ファイルが入っており、わかりやすいと好評を博した。本書の講義部分に大幅加筆を施したものが、『ならば』の探求」として独立した。

★★★ロースクール適性試験バイブル全過去問完全版

(辰巳法律研究所 2005 年 1 月 15 日初版)

黒表紙で、存在感のある本。新制度初期の 2 年分 4 回の試験問題と詳細な解説を収録。適性試験対策の必読書の地位は不動である。

★★★辰巳の法科大学院適性試験 LSAT 大研究

(後藤・米谷・石田共著/日本能率協会マネジメントセンター 2005 年 2 月 20 日初版)

適性試験 2 年度分の情勢を踏まえた分析。源流から研究するという趣旨で「実験テスト」の全問を収録する他、DNC の重要問題と、それを的中させた辰巳の全国模試問題の解説、および法務研究財団の問題の分析と対処法など、内容は盛りだくさん。

★★★『ならば』の探求

(米谷達也著/辰巳法律研究所 2005 年 6 月 10 日初版)

適性試験で必ず出題される「p ならば q」のロジックを丸裸になるまで解剖した本。この本をマスターすれば、第 1 部の点数は安定したものになる。

★★★ロースクール適性試験バイブル平成 17 年度版

(辰巳法律研究所 2006 年 1 月 18 日初版)

紺表紙。2005 年度本試験の試験問題と詳細な解説を収録。追試験については、著作権上の問題から収録していない。

★★★ロースクール適性試験バイブル平成 18 年度版

(辰巳法律研究所 2007 年 1 月 25 日初版)

緑表紙。2006 年度本試験の試験問題と詳細な解説を収録。

★★★ロースクール適性試験バイブル平成 19 年度版

(辰巳法律研究所 2008 年 1 月 10 日初版)

赤表紙。2007 年度本試験の試験問題と詳細な解説を収録。

★★★ロースクール適性試験バイブル 過去問再現&詳解 2009年対策

(辰巳法律研究所 2008年12月15日初版)

DNC本試験を2005年度から2008年度実施分までの4年度分を収録。さらに、JLF過去問を抜粋して対策へのガイドを示す。DNC発表および辰巳出口調査などの統計資料が豊富であり、さらには試験の意義・傾向分析等の解説も充実している。

小論文向け

★★ロースクール〔法科大学院〕小論文試験徹底対策

(後藤・米谷・石田共著／日本能率協会マネジメントセンター 2003年12月15日初版)

初年度小論文試験実施前の対策書。実際の試験が行われていない段階で、ロースクール小論文は分析力・論理構成力を試す試験であり、従来の日本における小論文試験とは異なることを見抜いた本。旧司法試験合格者による答案例が収録されており、資料的価値もある。

★★★ロースクール小論文バイブル 2004年1～3月実施版

(辰巳法律研究所 2004年6月30日初版)

緑表紙。初年度の小論文入試問題で公開されたものを全て収録(100問)。法科大学院が何を求めているかという全体像がわかる。はじめて小論文マトリックスの手法を導入、ロースクール小論文に対処するための、従来の小論文対策とは異なった切り口を提示した。その後本書のように過去問を網羅的に収録した出版物はないので、資料的価値は高い。

★★マイセレクト小論文頻出テーマとキーワード・理系編

(米谷達也著／旺文社 2004年10月22日初版)

大学受験の小論文対策本だが、知識の注入には役立つ。自分・家族・日本社会・世界・文明・生と死その他、というジャンル設定の他、主要語彙についてのキーワード解説を収録。

★★★小論文・試験の十番勝負

(米谷・石田共著／辰巳法律研究所 2005年3月15日初版)

厳選した10題を通じて、ロースクール小論文で必要な着眼点・スタイルを具体的に解説。受験生がロースクール小論文において陥りやすい点に対する対策を明らかにしている。優秀答案例とそれに対する講師コメントを多数収録。合格答案の水準が実感できる点も魅力。法科大学院小論文に特有の分析と論理構成の仕方が学べる。

★★★ロースクール小論文バイブル・コンパクト

(辰巳法律研究所 2005年6月30日初版)

黄表紙。2年目(2004年8月～11月実施分)の小論文入試を収録。収録校は、東大・京都・一橋・慶応・中央・上智・同志社・早稲田(面接)の8校。小論文マトリックスの手法を継承している。

★★★「法科大学院小論文 闘う25題」

(米谷達也・石田浩一、辰巳法律研究所 2006年7月5日初版)

3期にわたる入試問題の分析をもとに、法科大学院が小論文でどのようなことを「問題」として問おうとしているのかを解明した書。「問題」とされるテーマを12に分類し、実際の出題における問題意識の所在を明確化した。

★★★「2008年度版 法科大学院小論文 闘う25題」

(米谷達也・石田浩一，辰巳法律研究所 2007年8月20日初版)

2006年夏から秋にかけて実施された法科大学院小論文試験(第4期に該当)で出題された問題(20題)を中心に，全25題を新規問題に差し替えた「闘う25題」の新しい版。実施以来4年を経て見直されつつある法科大学院側の出題意図の分析を踏まえ，12テーマの分類を見直した。各25問について設問・課題文とその解説，答案例を掲載。巻末には過去4年間の全法科大学院の出題一覧と出題形式・出題分野を分析した問題分類マトリックスがついている。現在における法科大学院小論文の全体像を捉えるためには必須の書と言ってよいであろう。

★★★「2009年度版 法科大学院小論文 闘う25題」

(米谷達也・石田浩一，辰巳法律研究所 2008年7月31日初版)

2007年夏から秋にかけて実施された法科大学院小論文試験(第5期に該当)で出題された問題で，全25題を新規問題に差し替えた「闘う25題」の新しい版。最新の出題傾向を見据えて，12テーマの分類を見直している。

★★★「2010年度版 法科大学院小論文 闘う25題」

(米谷達也・石田浩一，辰巳法律研究所 2009年6月30日初版)

2008年夏から秋にかけて実施された法科大学院小論文試験(第6期に該当)で出題された問題で，全25題を新規問題に差し替えた「闘う25題」の新しい版。

志望動機書向け

★★ロースクールの挑戦

(大宮法科大学院1期生有志著・久保利英明監修/幻冬舎ルネッサンス 2005年6月27日初版)

大宮法科大学院1期生らによる，法科大学院生らの意識がわかる本。法曹養成制度改革の途上での混乱ぶりや，制度への批判も明らかにしている。志望動機書の作成において参考になる点が多いはず。

その他

★★めざせ！ロースクール [法科大学院] 改訂版

(後藤守男著/日本能率協会マネジメントセンター 2004年8月15日初版)

法曹養成制度改革の全体像および法科大学院開校後の情勢が理解できる。現実に対する客観的な分析から出発しており，法曹への道を真剣に考えているならば必ず読んでおくべき。

★★仕事に克つ論理力ー東大合格請負人の思考プロセス

(米谷達也著/ライブドア・パブリッシング 2005年10月25日初版)

ビジネスマン向けの論理本という位置づけだが，適性試験で要求される論理・分析・読解・表現という4つの力に焦点をあてているので，法科大学院受験生の参考にもなるだろう。

適性試験と新司法試験の関係

■適性試験と新司法試験の関係

I はじめに

法科大学院の入試に課される適性試験は、一見すると法律学の学力とは関係なさそうに見えますが、試験の制度目的としては、これらに関連を持たせることを企図しています。なぜなら、適性試験は、<法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す>という目的をもって設計されているからです。適性試験は、特定の知識を前提として、知っているか、覚えているかを問うような試験ではないという点で、法律試験とは全く性格を異にしています。しかし、実は適性試験が測定しようとしている「適性」とは英語では "competence" と呼ばれるもので、「言語能力」といった意味を含んでいることに注意を払う必要があります。

法科大学院への進学を目指す皆さんが、将来の職業として捉えている「法曹」とは、言葉で聞くことを職業とする人々を意味しています。したがって、法律学の学習においては「言語能力」を備えておくことは必然的に要求されることとなります。

ところが、適性試験の問題を表面的にみる限り、法律学そのもののコンテンツとは似ても似つかぬものであるため、一部の受験指導者や法科大学院教員の間に「適性試験などあてにならない」といった言説が流れていたようです。おそらくは、自分によく理解できないものが法律家の資質に関連するということになる何かと都合が悪いので、このような言説につながってしまうのでしょう。また、法科大学院入学時の適性試験の得点と、大学院入学後の成績との間に、目立った相関関係が見られなかったという報告もあり、このような言説にお墨付きを与えてしまった可能性があります。

しかし、これらを真に受けるか、あるいは自分に都合良く解釈して、適性試験の準備を怠るようなことがあるとすれば、たいへん残念なことです。そもそも、法科大学院の入学時点で適性試験によるスクリーニングが行なわれており、法科大学院には適性試験で一定のスコア以上を獲得した者しか入学していないのです。その前提で適性試験スコアと大学院での成績の間の相関を取れば、相関係数が小さくなるのも当然です。適性試験のスコアが低いために入学していない人との間の比較検討がなされていないのですから、このような分析は科学的裏付け（追試・検証の可能性）を欠いたものと言わざるを得ないのです。このような言説に騙されない、というのも一つの「適性」であると言えるでしょう。

今回、この小文を起草するに至ったのは、今年度に入ってから、過去2回の新司法試験の分析結果を得て、適性試験の重要性が再認識されてきたからです。2008年8月28日の日本テスト学会の大会において、大学入試センターから、非常に重要な論文が発表されています。それは「合格率関数の導入による新司法試験合格率の予測モデルの改良」(*)と題する論文で、その結論だけをいえば、「平成16年度既修コース入学生においては、大学院修了年の新司法試験に比べ、1年間勉強した後の試験の方が、より低い適性試験得点で合格できる」「大学院入学後の年数が長くなると、入学前に受けた適性試験得点が新司法試験の可否に及ぼす影響が弱くなる」とした上で、「適性試験が新司法試験合否と強く関連していることが示唆される」としています。

本稿で大学入試センターから発信されたこの論文(*)の内容を紹介することをきっかけに、これから法科大学院を目指されるみなさんが、「新司法試験に1年でも早く合格するためにも、いま適性試験の学習を頑張って、論理の力を伸ばした状態で法科大学院に入学しておこう」と考えて、奮起されることを願っています。

II 合格率関数モデルの生成

1 統計的検証の前提

法科大学院入学時の適性試験の成績と、大学院修了後の新司法試験の合格との間に何らかの相関関係が認められるか否か、という命題を検証するにあたり、誰もが最初に疑問をもつのは、次の点でしょう。これら2つの試験の問う能力が、言語能力と法律学の学力という異質のものであるために、もっぱら法律学の学力を問う新司法試験の合格に、大学院入学前に（すなわち新司法試験から3年もしくは4年前に）実施された適性試験の影響が残るとはにわかには信じ難い、という疑問ではないでしょうか。とりわけ、制度上は3年履修の未修者コースと2年短縮の既修者コースが併存しており、既修者コース出身の方が新司法試験の合格率が明確に高いことから、条件が異なり過ぎて統計的検証に耐えないのではないか、という疑問もあるでしょう。

いずれももっともな疑問ではありますが、上述の論文(*)の共著者の中には、試験の専門家、制度の専門家だけでなく、数学の専門家も含まれており、統計的検証に耐える意味のある議論を行なっていることは、言うまでもありません。具体的には、データを取る対象を、平成16年既修者コース入学者に限定し、平成18年・19年の新司法試験の結果を比較して論じています。

2 合格率関数モデルの生成

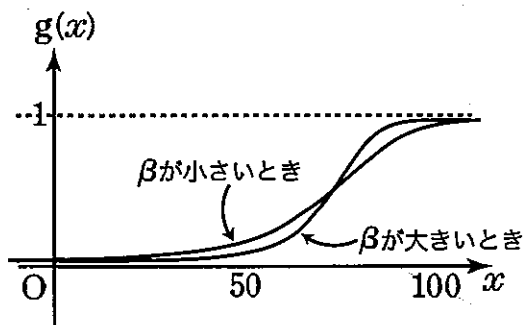
論文(*)では、既修者個人の合格率を、適性試験得点 x によって0から1までの値に変化する関数として表されるとの仮定のもと、次の式 $g(x)$ で表される「合格率関数」を考えています。

$$g(x) = \frac{1}{1 + \exp(-\beta x)}$$

この関数は、ロジスティック曲線（成長曲線）と呼ばれるもので、人口や経済の成長モデルを考える場面でよく用いられているものです。 x, β の2文字が用いられているので、2パラメータ・ロジスティック・モデルと呼ばれます。関数 $y = g(x)$ は、次のような微分方程式の解となっています。

$$\frac{dy}{dx} = \beta y(1-y)$$

この微分方程式の意味は「変数 x （適性試験得点）に応じた合格率関数 $y = g(x)$ の変化率は、 y と $1-y$ の双方に比例する」というもので、曲線は概ね次のような形になります。



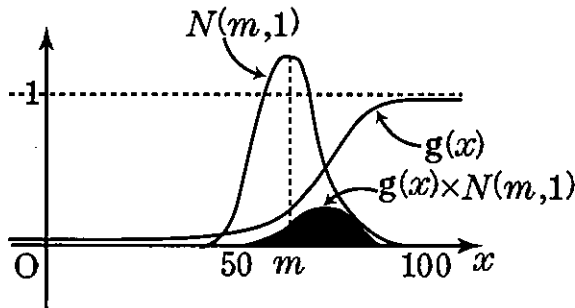
(fig.1)

$g(x)$ の式の形からは、これが単調増加関数であることや、 $x \rightarrow \infty$ のとき $g(x) \rightarrow 1$ であることと、 $x \rightarrow -\infty$ のとき $g(x) \rightarrow 0$ であることが、直ちに読み取れます。適性試験得点 x が低い間は、合格率も殆ど動きませんが、あるところで傾きが増え始め、 x の増加に対して $g(x)$ が反応して動き始めます。パラメータ β は、このときの反応（応答）の感度を表す変数で、(fig.1) のようなグラフの違いを生み出します。

次に、各法科大学院（既修者コース）の入学者集団における適性試験の成績 x の分布は、平均点 m は異なるものの標準偏差は同じであると仮定し、法科大学院別の入学者の適性試験得点が正規分布 $N(m,1)$ に従うとすると、入学者の適性試験得点の平均点が m である法科大学院の修了者の合格率 $G(m)$ は、次のように表されます。

$$\begin{aligned} G(m) &= (g \cdot N(m,1))(x) \\ &= \int_{-\infty}^{\infty} \frac{N(m,1)}{1 + \exp(-\beta x)} dx \\ &= \frac{1}{\sqrt{2\pi}} \int_{-\infty}^{\infty} \frac{\exp(-\frac{(x-m)^2}{2})}{1 + \exp(-\beta x)} dx \end{aligned}$$

説明用の (fig.2) には2つのグラフが書き込まれています。



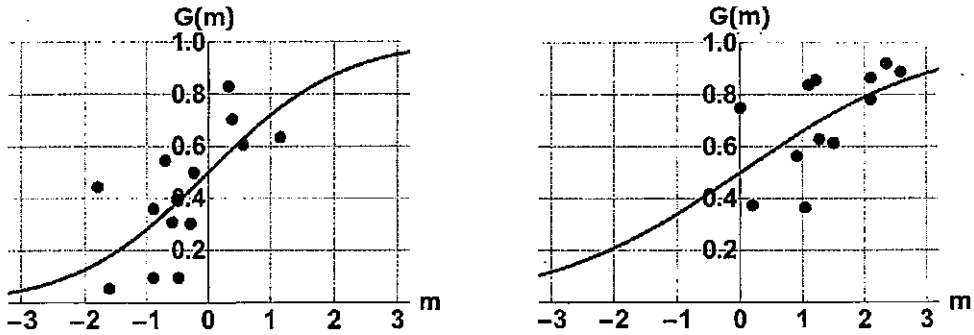
(fig.2)

ここで $N(m,1)$ は、入学者の適性試験平均点が m である法科大学院の度数分布（正規分布）が示されており、縦軸は適性試験の成績が x である入学者の人数を表します。 x に応じた合格率関数 $g(x)$ をかければ、適性試験の成績が x で入学した者が司法試験に合格する人数の期待値となります (fig.2の縦線部分)。これを積分することで、平均点が m である法科大学院の修了者の合格率 $G(m)$ が算出できるという考え方です。ただし、適性試験得点の平均点のデータ値 M （素得点）については、 $m = \frac{M-t}{s}$ と変換してモデルのスケールに合わせています (t, s もパラメータ)。

3 パラメータの推定

法科大学院の制度上、適性試験得点と新司法試験の可否との関連を、制度上追跡する手段はあ

りません。そこで、論文(*)では、法科大学院14校の入学者における適性試験得点の統計量および各法科大学院出身者の合格率データを用いて、パラメータ t および β を推定を試みています。次の (fig. 3) は、入学者の適性試験得点の平均点 m と合格率 $G(m)$ の相関を14個の点で表したものです。左右2つのグラフがあるのは、大学院修了直後の平成18年とその翌年の平成19年の新司法試験のデータを比較対照しているものです。



(a) H18年 $G^{(0)}(m)$ ($\beta^{(0)} = 1.19, t^{(0)} = 78.5$) (b) H19年積算 $G^{(1)}(m)$ ($\beta^{(1)} = 0.74, t^{(1)} = 67.8$)

図1: 入学者の適性試験得点の平均点が m の法科大学院における新司法試験合格率 $G(m)$ (fig.3:論文*より引用)

このようにして得られた14個のデータから、パラメータ t および β を推定した結果、①パラメータ t については大学院修了直後の方が高いこと、②パラメータ β についても大学院修了直後の方が高いこと、が分かりました。これらの意味するところは、次のように説明されています。

- ①「平成16年度既修コース入学生においては、大学院修了年の新司法試験に比べ、1年間勉強した後の試験の方が、より低い適性試験得点で合格できることを表している」
- ②「大学院入学後の年数が長くなると、入学前に受けた適性試験得点为新司法試験の可否に及ぼす影響が弱くなることを表している」

次の (fig. 4) は、推定されたパラメータ β の値に基づいて、合格率関数 $g(x)$ を図示したものです。 $g(0)$ は法科大学院修了直後の、 $g(1)$ はさらに1年後の合格率関数となっています。

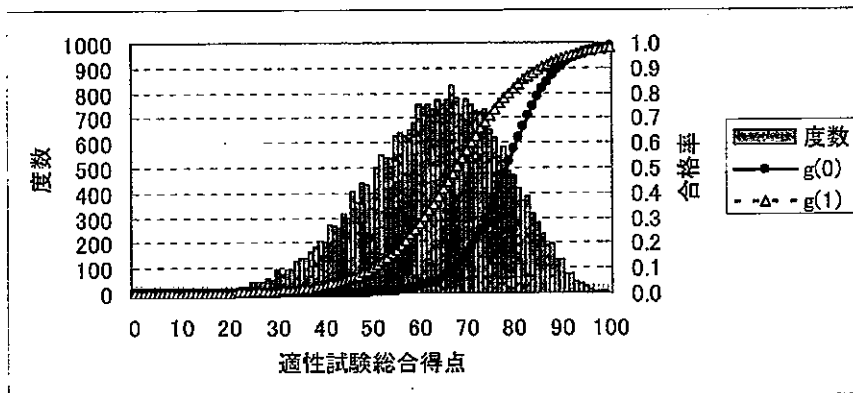


図2: 推定パラメタによる合格率関数(素得点による表現)と適性試験受験者の得点度数分布 (fig.4:論文*より引用)

Ⅲ 論理力を磨くと、司法試験に早く受かる

1 データが語ること

上記のグラフ (fig.4) からは、平成16年入学の既修者コースに関しては、「入学時の適性試験得点の高い者から順番に合格しているのではないか」との仮説が有力であることがわかります。

しかし、だからといって、このグラフに自分の適性試験得点をあてはめて、自分の合格率は何%だ、と推定することには、何の根拠もありません。そもそも論文(*)の研究目的は、適性試験の妥当性を検証するためのものであって、個人ベースの合格率を予言することは想定していません。また、合格率関数というものが実在するものでもありません。法科大学院入学時点で、2年度、3年後の新司法試験の合格可能性は、ある程度、内在的には決まっているのではないかという仮説はあり得るところですが、それを測定する手段はないのです。そこで、統計学という科学を用いて、事後的に推定している、というのが論文(*)の位置づけなのです。

2 法曹養成は適性試験からはじまる

しばしば、法科大学院入試対策の場で「僕は既修者コース専願だから、適性試験はほどほどに取っておけばよいんだ」「法律試験さえ頑張れば、既修者コースの入試は大丈夫」といった言説が聞かれます。しかし、データをみる限り、このような態度では、たとえ法科大学院に入学できても、新司法試験の合格が遅れてしまうおそれがあると言えるでしょう。

適性試験は、法曹養成の第一歩であることを、忘れてはいけません。適性試験では「論理・分析・読解・表現」の4つの力が問われますが、これらはより上位にある「言語能力 (competence)」の現れです。そして、法律家という職業が、言葉を使って闘う(言葉で人を説得する)職業であることに鑑みれば、言語能力と法律家としての能力との間に、相関がないとは考え難いのです。

適性試験の目的・効果は法科大学院に進学することに留まりません。適性試験の段階で正しく脳を使う方法をマスターすると、法律学の学習にも役立ち、司法試験にも「早く」受かります。論理的思考能力を身につけた者が、早く受かる。ある意味で当然のことが、統計的な仮説として提示されているのです。

やはり、法曹養成は適性試験から始まるのです。

正 解 表

	大問	小問	正 解
参考問題			③
適性最新 過去問研究	第 1 部 第 4 問	1	⑦
		2	④・⑦
	第 2 部 第 10 問	1	③
		2	⑥
		3	③・⑤

最新の法科大学院入試情報はここから！

<http://www.tatsumi.co.jp/houka/index.html>

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6 TEL03-3360-3371 (代表)
TEL ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング5F
TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-26-22 名駅ビル3F TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040 (代表)